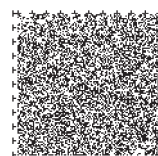
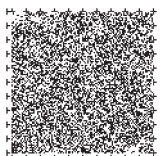


志布志市第 5 期障がい者計画
志布志市第 7 期障がい福祉計画
志布志市第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

志 布 志 市





はじめに

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合い、お互いに助け合い、交流することにより、充実した生活を送れる共生社会の実現に向けて社会全体で取り組んでいく必要があります。



国においては、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月より施行されるとともに、事業者に対し合理的配慮の提供を義務づける「障害者差別解消改正法」が、令和6年4月1日より施行されるなど、障がいのある人に関する各種施策が推進されてきたところであります。また、鹿児島県においては、令和6年2月20日志布志市内に特別支援学校を分置する事が発表されましたので、通学等に伴う児童生徒や保護者の負担が軽減されるよう、県と連携し、分置に向けて取り組んでまいります。

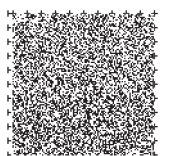
本市では、こうした国、県の動向や障がい者を取り巻く環境の変化、様々な課題に対応するため、令和6年度から令和8年度までを期間とする、「第5期障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

本計画は、本市の目指す「生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり」の実現に向け、社会の一員としてあらゆる活動に参加・参画し、安全で住みよいまちづくりが実現できるよう、取組を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御協力いただきました志布志市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様から感謝を申し上げます。

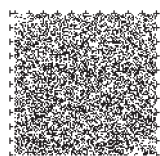
令和6年3月

志布志市長 **下平 晴行**



【目 次】

第 1 編 志布志市第 5 期障がい者計画	1
第 1 章 計画の基本的考え方	2
1 計画の趣旨・背景	2
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
5 計画の進行管理と点検・整備	7
6 S D G s との関連	9
第 2 章 障がい者を取り巻く志布志市の状況	10
1 障がい者等の状況	10
2 アンケート調査の概要	13
3 アンケート調査結果（18 歳以上）	14
4 アンケート調査結果（18 歳未満）	22
第 3 章 基本の方針と施策の体系	25
1 基本理念	25
2 施策の体系	26
第 4 章 施策の課題・目標と具体的な方策	27
【重点施策 1】障がいに対する理解の促進	27
【重点施策 2】障がい者の社会参加の促進	31
【重点施策 3】選択可能な福祉サービスの充実	35



第1章 計画策定の趣旨 48

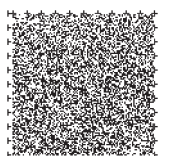
- 1 計画に係る法令の根拠及び計画期間..... 48
- 2 計画の基本的理念..... 49
- 3 本計画に定める事項..... 49

第2章 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 50

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行..... 50
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築..... 51
- 3 地域生活支援の充実..... 52
- 4 福祉施設から一般就労への移行等..... 53
- 5 障害児支援の提供体制の整備等..... 55
- 6 相談支援体制の充実・強化等..... 57
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築..... 57

第3章 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量確保のための方策 58

- 1 訪問系サービス..... 58
- 2 日中活動系サービス..... 60
- 3 居住系サービス..... 69
- 4 相談支援..... 73
- 5 障害児通所支援..... 76
- 6 発達障がい者等に対する支援..... 82
- 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築..... 85
- 8 相談支援体制の充実・強化のための取組..... 88
- 9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組..... 89



第4章 地域生活支援事業等の実施に関する事項 92

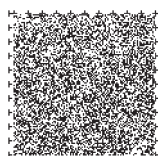
1	相談支援事業.....	92
2	成年後見制度利用支援事業.....	93
3	コミュニケーション支援事業.....	94
4	日常生活用具給付事業.....	95
5	移動支援事業.....	96
6	地域活動支援センター事業.....	97
7	訪問入浴サービス事業.....	98
8	日中一時支援事業.....	99
9	巡回支援専門員整備事業.....	100
10	スポーツ・レクリエーション大会開催等.....	101
11	自動車運転免許取得・自動車改造助成.....	102

第5章 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 103

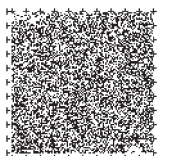
1	障害者施策推進協議会.....	103
2	障害者自立支援協議会.....	103
3	連携・協力.....	103

巻末資料..... 105

1.	志布志市障害者施策推進協議会委員名簿.....	106
2.	志布志市障害者施策推進協議会設置要綱.....	107
3.	福祉避難所一覧.....	108



第 1 編 志布志市第 5 期障がい者計画



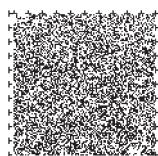
第 1 章 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨・背景

(1) 計画の趣旨

国は現在に至るまで、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進しています。

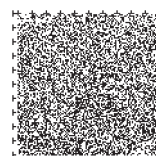
本市では、令和 3 年 3 月に「志布志市第 4 期障がい者計画」、「志布志市第 6 期障がい福祉計画」、「志布志市第 2 期障がい児福祉計画」を一体として策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策に取り組んでいますが、令和 5 年度に計画期間の終了を迎えるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、「志布志市第 5 期障がい者計画」、「志布志市第 7 期障がい福祉計画」、「志布志市第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。



(2) 計画の背景

① 障がいのある人を取り巻く環境の変化（主な法律の施行等）

年	主な法律等	主な内容
平成 25 年	「障害者総合支援法」(H25.4 施行) ※「障害者自立支援法」からの改称	・ 障がい者の範囲に難病を追加 ・ 重度訪問介護の対象者を知的障がい者、精神障がい者にも拡大 など
平成 26 年	「障害者権利条約」(H26.1 批准)	・ 障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成 27 年		
平成 28 年	「障害者差別解消法」(H28.4 施行)	・ 障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止 など
	「障害者雇用促進法」改正(H28.4 施行)	・ 雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止 など
	「発達障害者支援法」改正(H28.8 施行)	・ 教育・就労の支援、地域での生活支援等の充実 など
平成 29 年		
平成 30 年	「障害者総合支援法・児童福祉法」改正(H30.4 施行)	・ 自立生活援助、就労定着支援の新設 など
	「障害者文化芸術推進法」(H30.6 施行)	・ 文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 ・ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保 など
	「バリアフリー法」改正(H30.11 施行)	・ 「心のバリアフリー」の推進 など
令和元年	「読書バリアフリー法」(R 元.6 施行)	・ 視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備 など
令和 2 年	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(R2.12 施行)	・ 電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定 など
令和 3 年	「医療的ケア児支援法」(R3.9 施行)	・ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 など
令和 4 年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(R4.5 施行)	・ 障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 など
令和 5 年		
令和 6 年	「障害者総合支援法」改正(R6.4 施行)	・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 など
	「児童福祉法」改正(R6.4 施行)	・ 児童発達支援センターの役割・機能の強化 など
	「障害者差別解消法」改正(R6.4 施行)	・ 事業者に対する合理的配慮の義務付け など



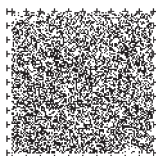
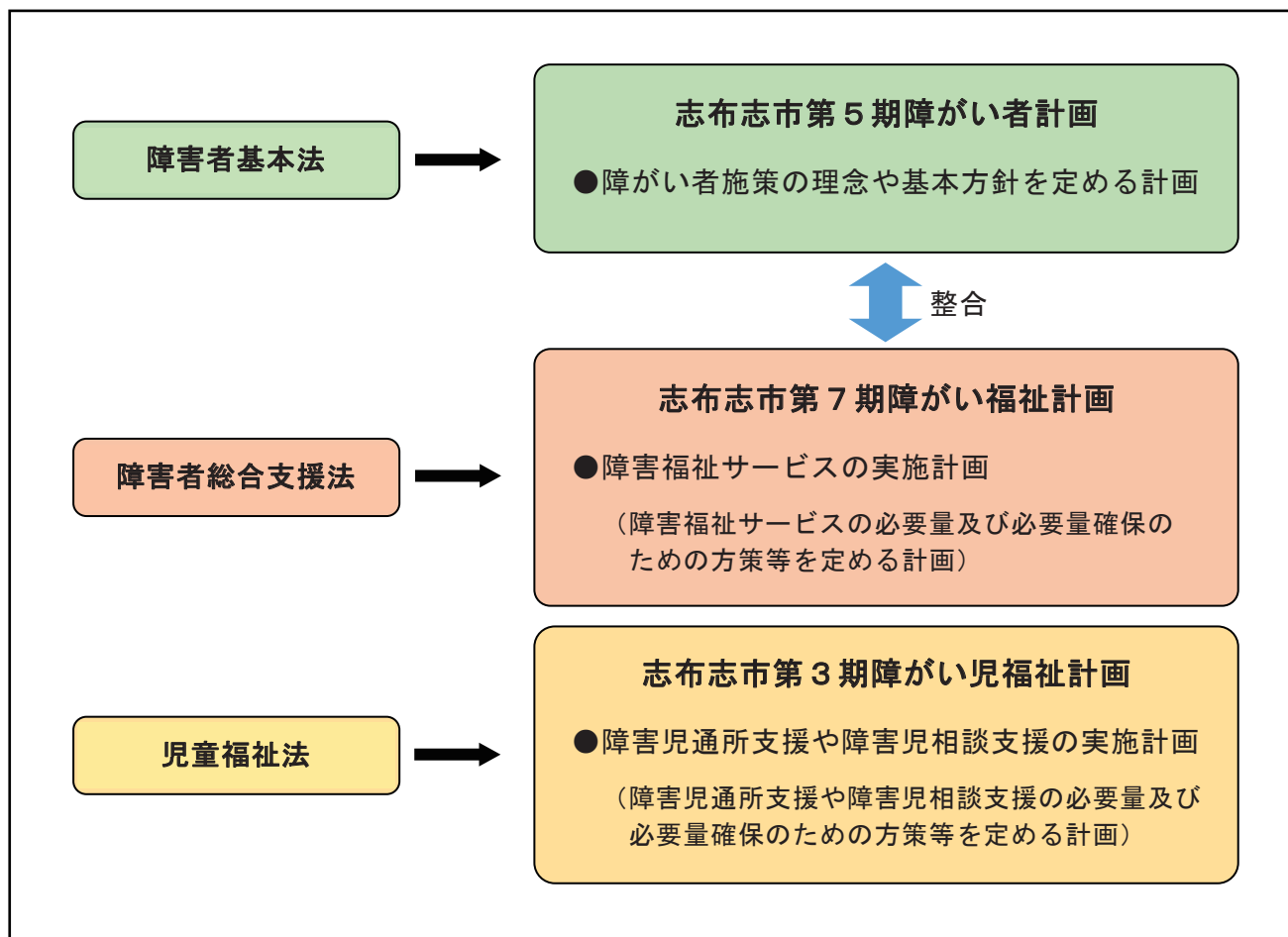
② 志布志市の計画の変遷

「志布志市障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的な計画です。

●障害者基本法 第 11 条第 3 項（抜粋）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障がい者への支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、「志布志市障がい者計画」、「志布志市障がい福祉計画」、「志布志市障がい児福祉計画」の 3 計画は整合を図ったものとします。



2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「志布志市第5期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の実現に向けて、「志布志市総合計画」や「地域福祉計画」を上位計画とし、「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画と連携します。

第2次志布志市総合振興計画

H29年度～R8年度

『未来へ躍動する創造都市 志布志』

【さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して】

【保健・医療・福祉分野の基本目標】生き生きと笑顔で暮らせるまち

第3期志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画

R6年度～R11年度

【基本目標】

- ① 誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現していこう
- ② 効率的でみんなにやさしい行政サービスを提供していこう
- ③ みんながふれあうことのできる暮らしやすい環境を構築していこう
- ④ 見守りの輪を広げ、安全・安心な地域にしていこう
- ⑤ 様々な困りごとに対して包括的な支援体制を構築していこう

志布志市第5期障がい者計画

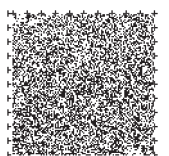
R6年度～R8年度

志布志市第7期障がい福祉計画

R6年度～R8年度

志布志市第3期障がい児福祉計画

R6年度～R8年度



3 計画の期間

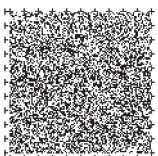
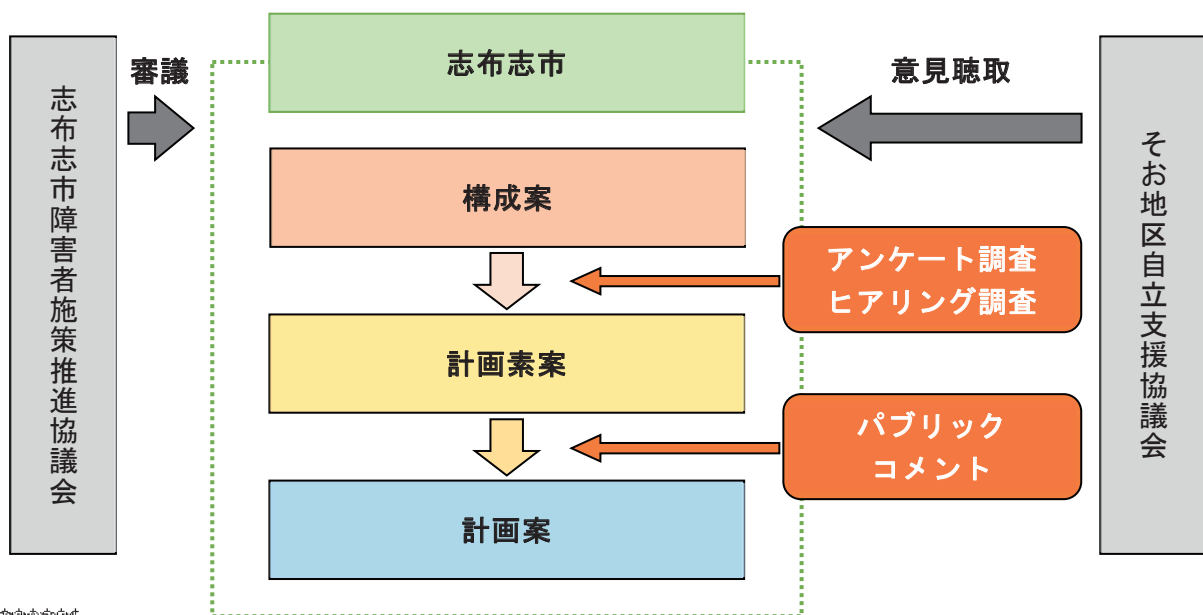
本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、令和2年度までは「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」について、別々に策定を行っていましたが、令和3年度より両計画を一体化した計画として策定しています。

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
志布志市	第2期 障がい者計画		第3期障がい者計画					第4期障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第5期障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			
	第3期 障がい福祉計画		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画								
鹿児島県	障害者計画 (第3次)					障害者計画 (第4次)				障害者計画 (第5次) ※R9まで				
	第3期 障害福祉計画		第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画		第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画			
国	障害者基本計画 (第3次)					障害者基本計画 (第4次)				障害者基本計画 (第5次) ※R9まで				

4 計画の策定体制

本計画は、市内の当事者団体や市民委員等の参加による「志布志市障害者施策推進協議会」による審議を経て策定されました。また、市民を対象とした「アンケート調査」を行いました。計画素案がまとまった段階において、「パブリックコメント」を実施しており、市民や当事者の声を生かした計画となっています。



5 計画の進行管理と点検・整備

① 市民参加による計画の推進

障がい福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、さらに市民の参加が不可欠です。

本計画の目標達成に向けて、市の実情に即したより効果的な施策の展開を図るため、市民、事業者、ボランティア、NPO、関係機関の理解と協力により、地域ぐるみで計画の推進に努めます。

② 障がい者自身等の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法などについて、障がい者との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

③ 庁内推進体制の充実

障がい福祉施策は、様々な分野にまたがるため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障がい福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

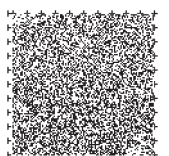
④ 国・県との連携

住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

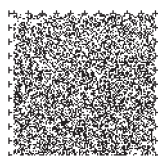
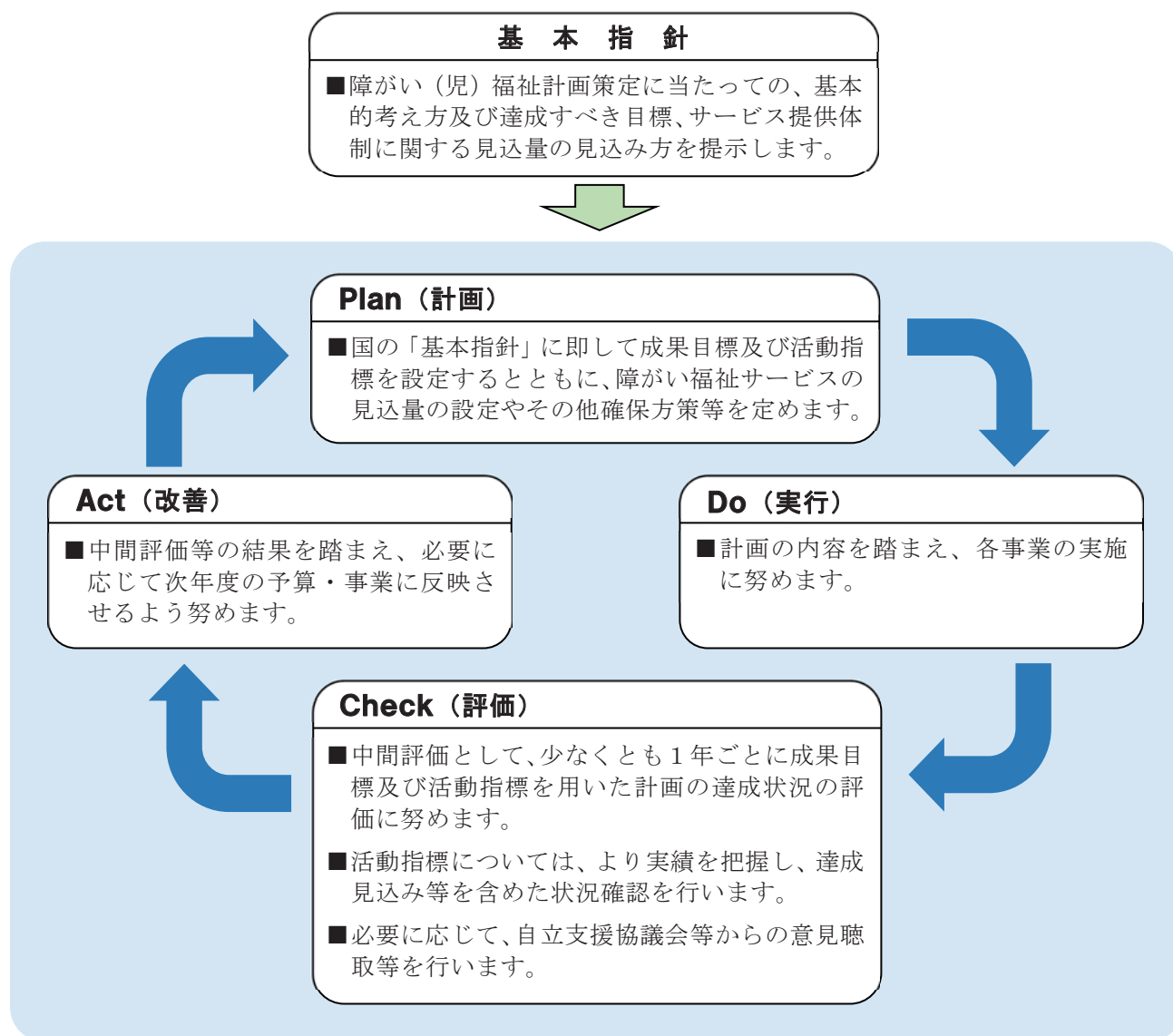
⑤ 計画の評価・管理

各計画は、いわゆるPDCAサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直し、その他の必要な措置を講じます。

各計画において、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



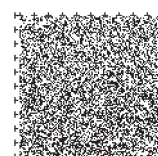
障がい者計画・障がい（児）福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



6 SDGsとの関連

平成 27 年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和 12 年までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。本計画においても、SDGs のゴールの達成に向けた取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 障がい者を取り巻く志布志市の状況

1 障がい者等の状況

(1) 総人口と各障害者手帳所持者数の推移

総人口については、令和3年度から令和5年度にかけて、おおむね横ばいで推移しています。

種類別障がい者数については、令和3年度から令和5年度にかけて障がい者の身体障害は101人減少、知的障害と精神障害は増加傾向となっています。一方、障がい児の知的障害は11人減少しています。

■総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移 (単位：人、%)

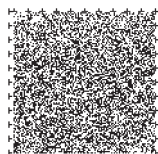
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	30,358	29,861	29,435
手帳所持者総数	2,694	2,647	2,678
身体障害者手帳（内訳）	1,914	1,850	1,811
総人口に対する割合	6.3%	6.2%	6.2%
療育手帳（内訳）	432	445	459
総人口に対する割合	1.4%	1.5%	1.6%
精神障害者保健福祉手帳（内訳）	348	352	408
総人口に対する割合	1.1%	1.2%	1.4%

出典：志布志市住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■種類別障がい者数の推移 (単位：人)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
身体障害	1,889	25	1,827	23	1,788	23
知的障害	352	80	366	79	375	84
精神障害	344	4	347	5	404	4
小計	2,585	109	2,540	107	2,567	111
合計	2,694		2,647		2,678	

出典：志布志市住民基本台帳（各年度4月1日現在）



（２）身体障がい者の状況

等級別の身体障害者手帳所持者数では、令和５年度の障がい者は令和３年度と比較してすべての等級で減少傾向となっており、特に「１級」は３６人減少しています。

障がいの種類別の身体障害者手帳所持者数では、令和５年度の障がい者の肢体不自由は８７４人で、令和３年度と比較して６２人減少しています。一方、視覚障害はわずかに増加傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
１級	488	10	464	9	452	7
２級	285	5	282	5	268	5
３級	345	7	326	7	321	8
４級	480	1	467	0	465	0
５級	139	1	140	1	137	1
６級	152	1	148	1	145	2
小計	1,889	25	1,827	23	1,788	23
合計	1,914		1,850		1,811	

出典：志布志市住民基本台帳（各年度４月１日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

（単位：人）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
視覚障害	120	2	123	2	124	2
聴覚障害	280	3	272	3	269	3
言語障害	19	0	18	0	17	0
肢体不自由	936	12	905	10	874	10
内部障害	534	8	509	8	504	8
小計	1,889	25	1,827	23	1,788	23
合計	1,914		1,850		1,811	

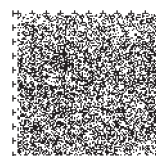
出典：志布志市住民基本台帳（各年度４月１日現在）

■等級別身体障がい者数（障がいの種類別）

（単位：人）

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
１級	42	0	1	152	264
２級	36	50	2	178	7
３級	11	39	10	187	82
４級	9	93	4	200	159
５級	25	1	0	112	0
６級	3	89	0	55	0
合計	126	272	17	884	512

出典：志布志市住民基本台帳（令和５年４月１日現在）



（３）知的障がい者の状況

等級別の療育手帳所持者数は、令和５年度の障がい者の「Ｂ１」は１２８人で、令和３年度と比較して１６人増加しています。一方、「Ａ１」はわずかに減少傾向となっています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
A	3	0	3	0	3	0
A 1	74	11	73	9	72	10
A 2	73	10	77	13	76	13
B	3	0	3	0	3	0
B 1	112	12	116	11	128	12
B 2	87	47	94	46	93	49
小計	352	80	366	79	375	84
合計	432		445		459	

出典：志布志市住民基本台帳（各年度４月１日現在）

（４）精神障がい者の状況

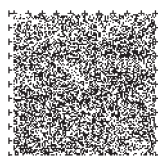
等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数では、令和５年度の障がい者は令和３年度と比較してすべての等級で増加しており、特に「２級」は４２人増加しています。障がい児は大きな変化はみられません。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
１級	15	0	13	0	18	0
２級	268	2	266	2	310	3
３級	61	2	68	3	76	1
小計	344	4	347	5	404	4
合計	348		352		408	

出典：志布志市住民基本台帳（各年度４月１日現在）



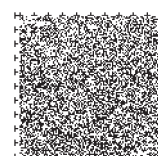
2 アンケート調査の概要

(1) 調査対象等

調査対象	市内在住の18歳以上の障がい者手帳所持者（無作為抽出）	市内在住の18歳未満の障がい者手帳所持者、および特別な支援を必要とする方（無作為抽出）
調査期間	令和5年7月10日（月）～令和5年7月31日（月）	
調査方法	郵送による配布・回収	
配布数	420 件	180 件
有効回答数	197 件	58 件
回収率	46.9%	32.2%

(2) 調査結果の表記について

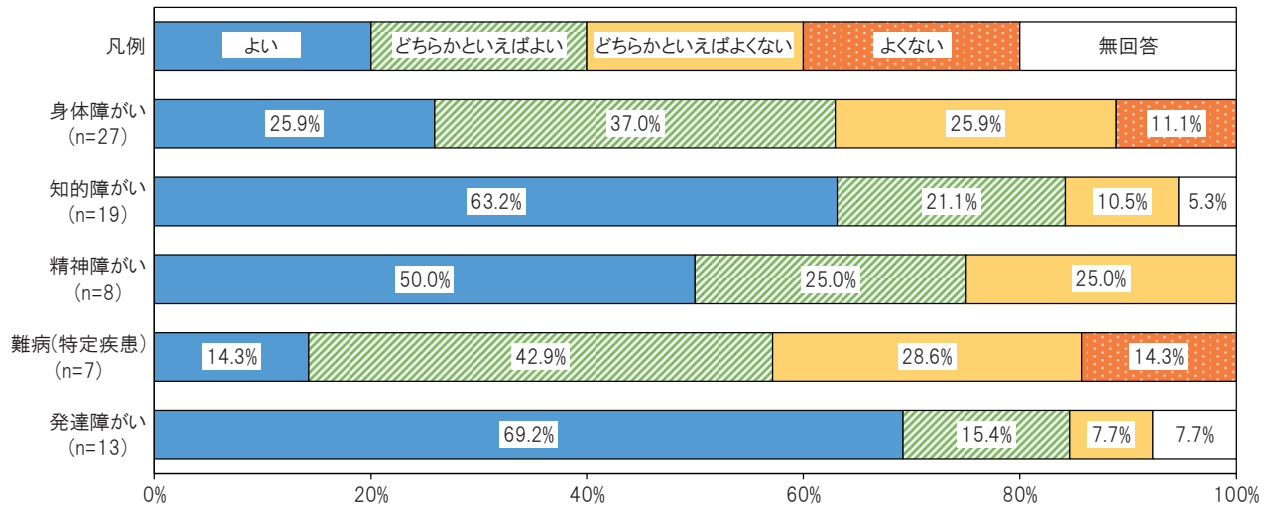
- ① 比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問は、百分比の合計は100%を超える場合があります。
- ③ グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）です。



3 アンケート調査結果（18 歳以上）

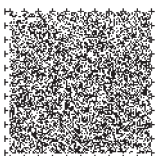
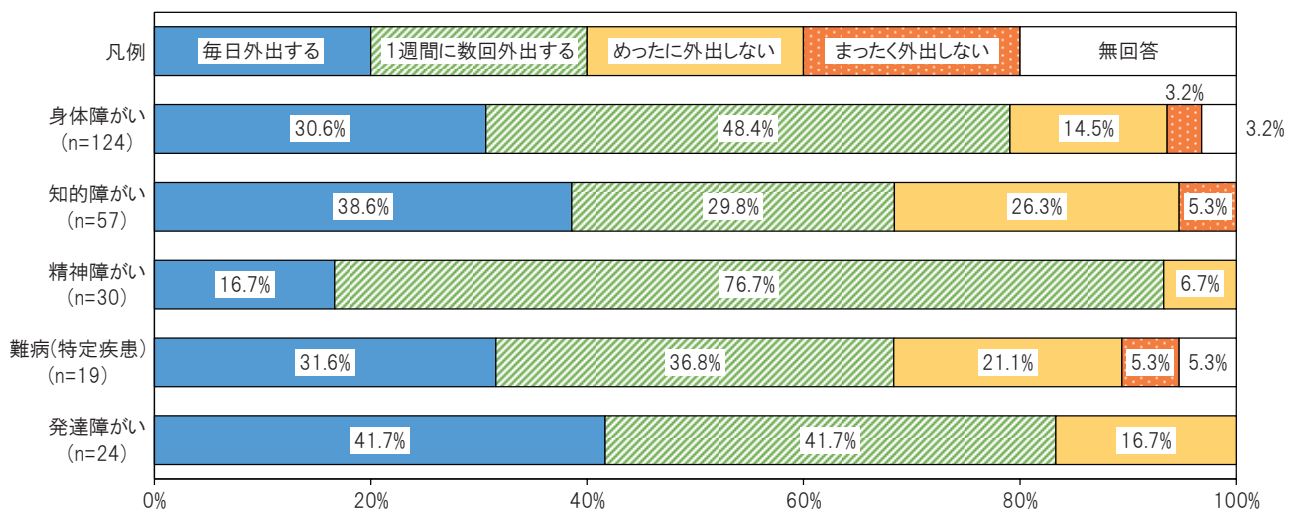
（１）介助者の健康状態について

介助者の健康状態は、知的障がいと発達障がいでは「よい」が６割を超えています。一方、身体障がいと難病（特定疾患）では「よくない」がほかの障がいの種類に比べて高くなっています。



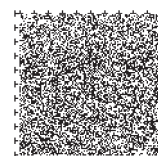
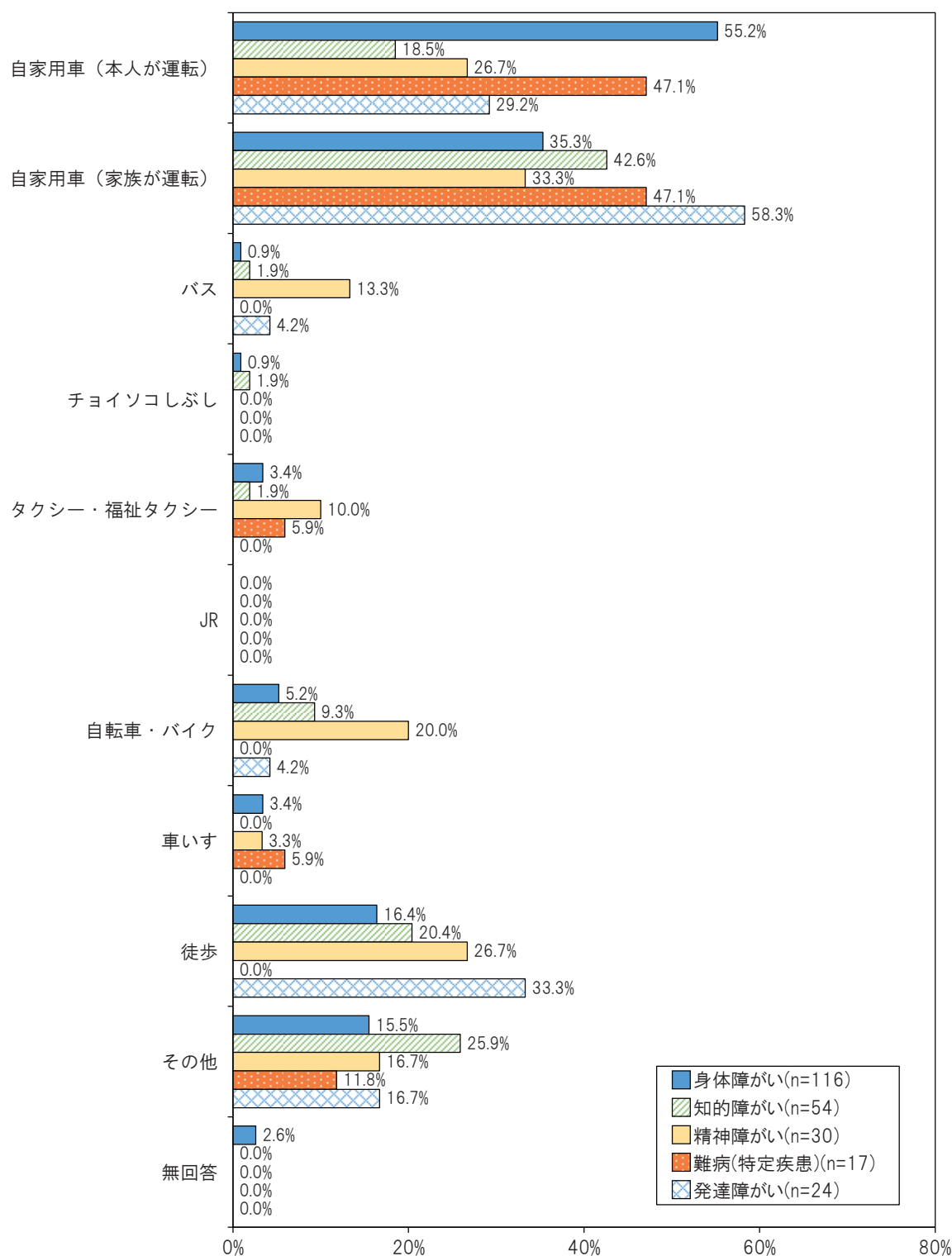
（２）外出頻度について

外出頻度は、発達障がいでは「毎日外出する」が４割を超え、精神障がいでは「１週間に数回外出する」が８割弱となっています。知的障がいでは、「毎日外出する」が約４割となっている一方、「まったく外出しない」と「めったに外出しない」を合わせた割合は３割を超えています。



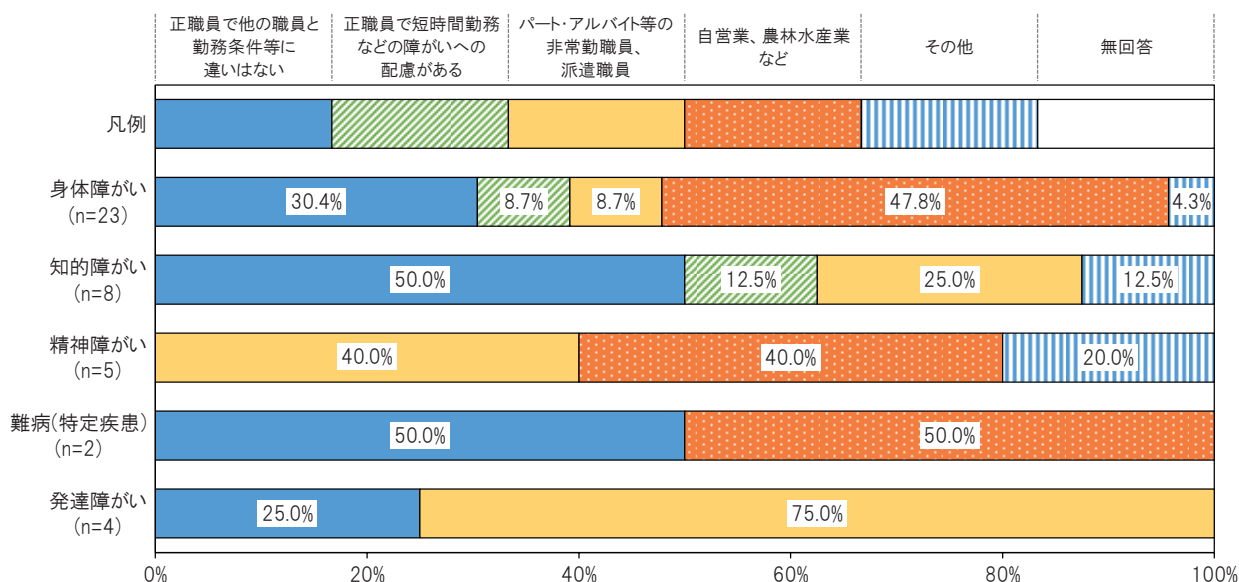
(3) 外出の際の交通手段について

外出の際の交通手段は、すべての障がいの種類において「自家用車（本人が運転）」と「自家用車（家族が運転）」が高くなっています。また、ほとんどの障がいの種類において、「バス」、「チョイソコしぶし」、「タクシー・福祉タクシー」、「ＪＲ」は低くなっています。



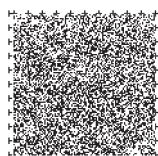
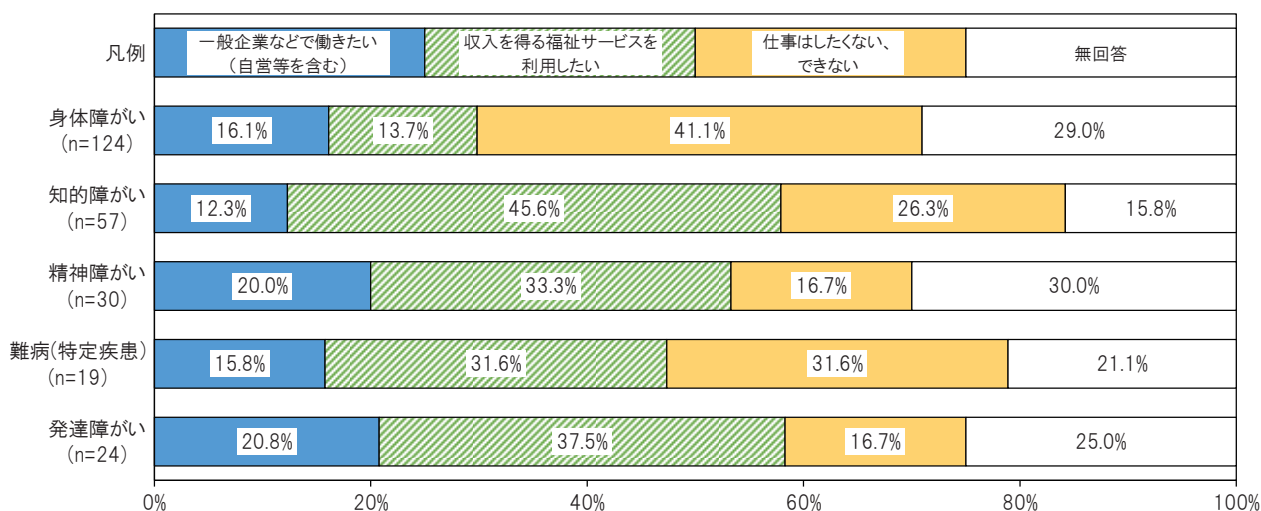
(4) 勤務形態について

勤務形態は、身体障がいでは「自営業、農林水産業など」、知的障がいでは「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」、発達障がいでは「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も高くなっています。精神障がいでは「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」と「自営業、農林水産業など」、難病（特定疾患）では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」と「自営業、農林水産業など」が同数で最も高くなっています。



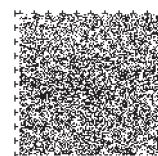
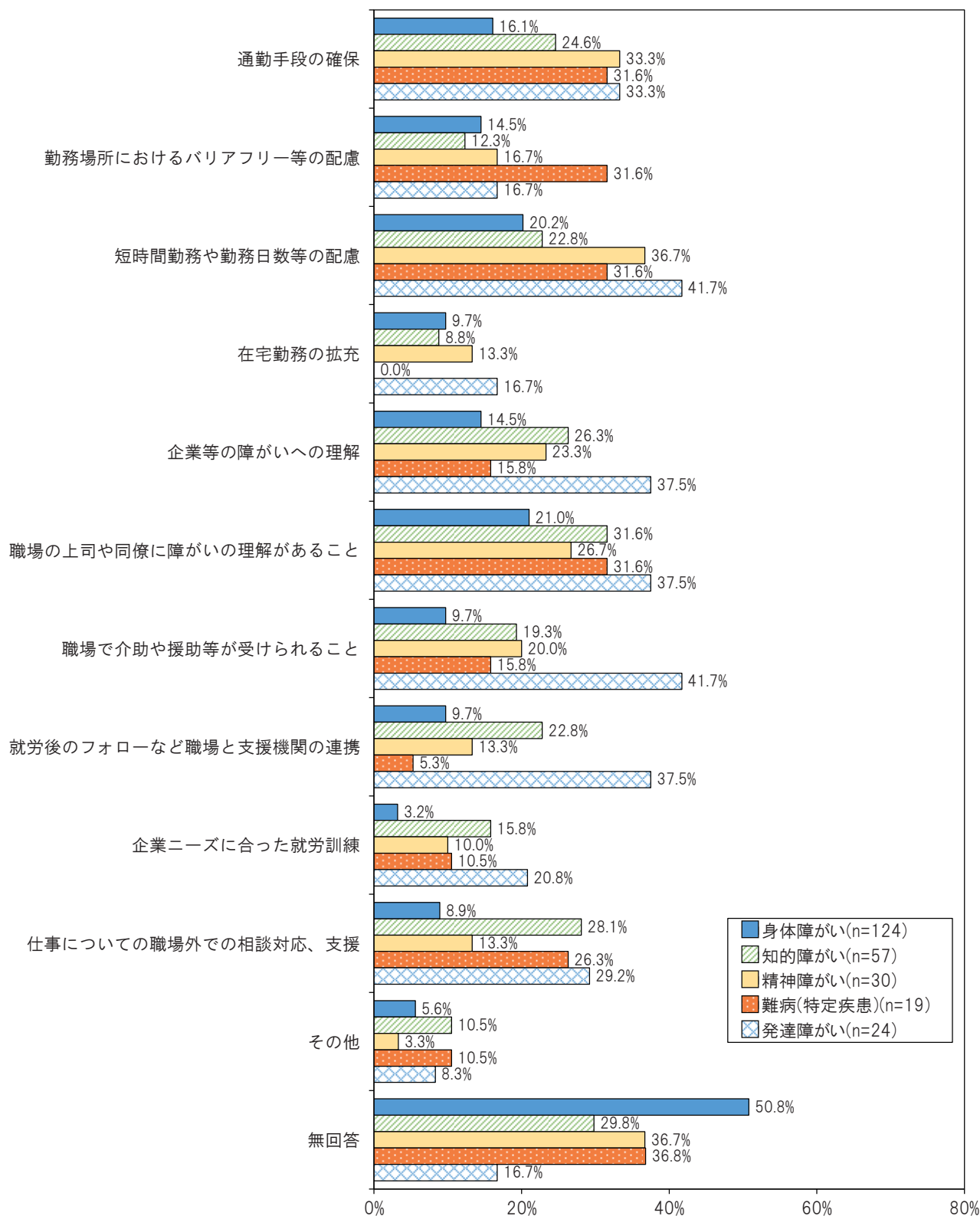
(5) 今後の就労希望について

今後の就労希望は、身体障がい以外では「収入を得る福祉サービスを利用したい」が3割を超えています。身体障がいでは「仕事はしたくない、できない」が4割を超えています。



（６）希望する就労支援策について

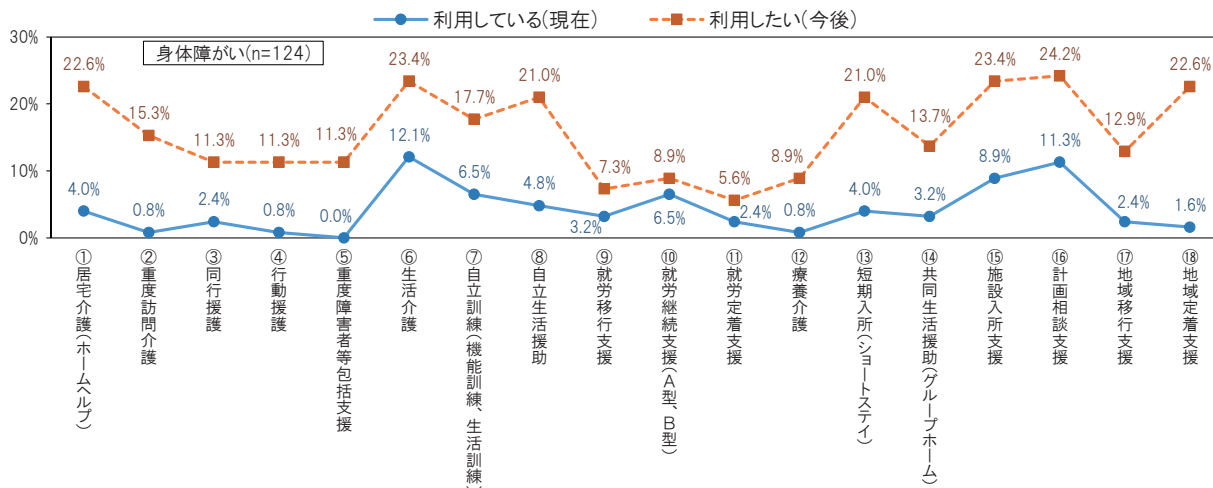
希望する就労支援策は、すべての障がいの種類において「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が２割を超えています。



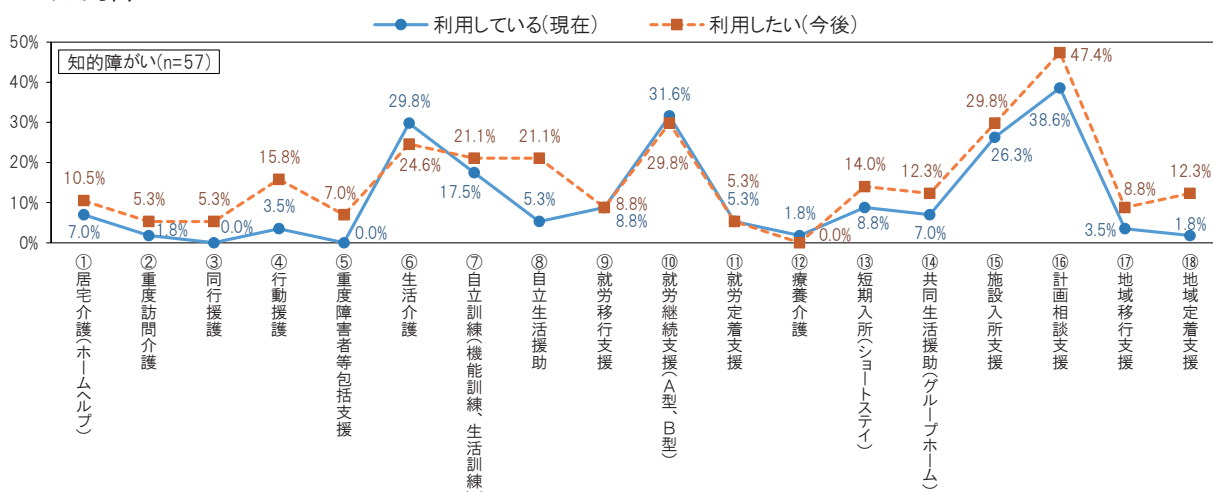
(7) サービスの利用状況・利用意向について

「利用したい(今後)」については、身体障がいと知的障がいでは「計画相談支援」、精神障がいでは「就労継続支援(A型、B型)」が最も高くなっています。また、身体障がいにおいては、「利用している(現在)」と「利用したい(今後)」に差があるサービスが多くなっており、特に「居宅介護(ホームヘルプ)」と「地域定着支援」では「利用したい(今後)」が「利用している(現在)」に比べて約20ポイント高くなっています。

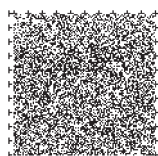
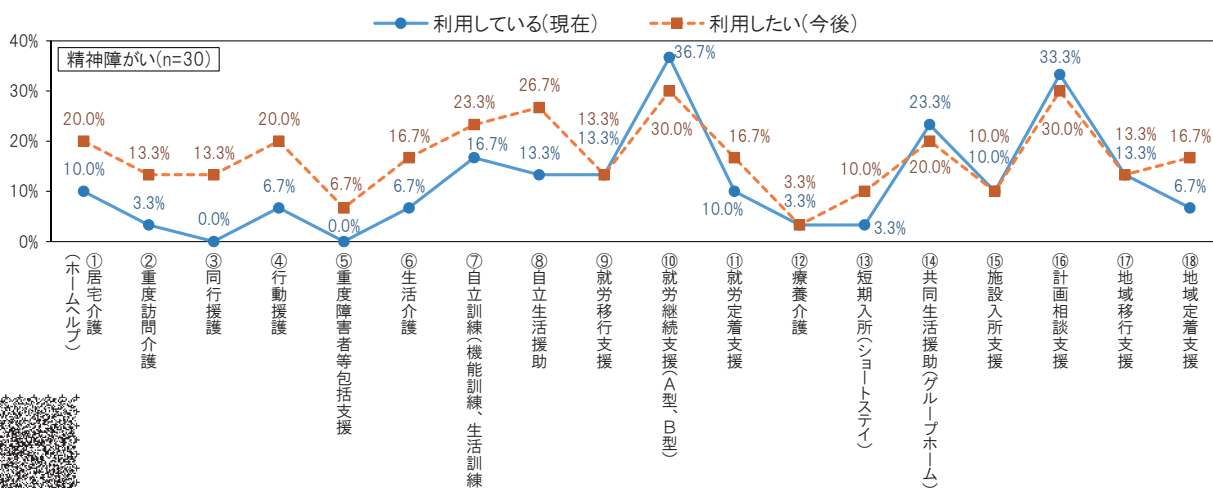
■身体障がい



■知的障がい

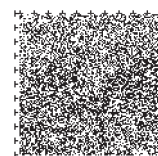
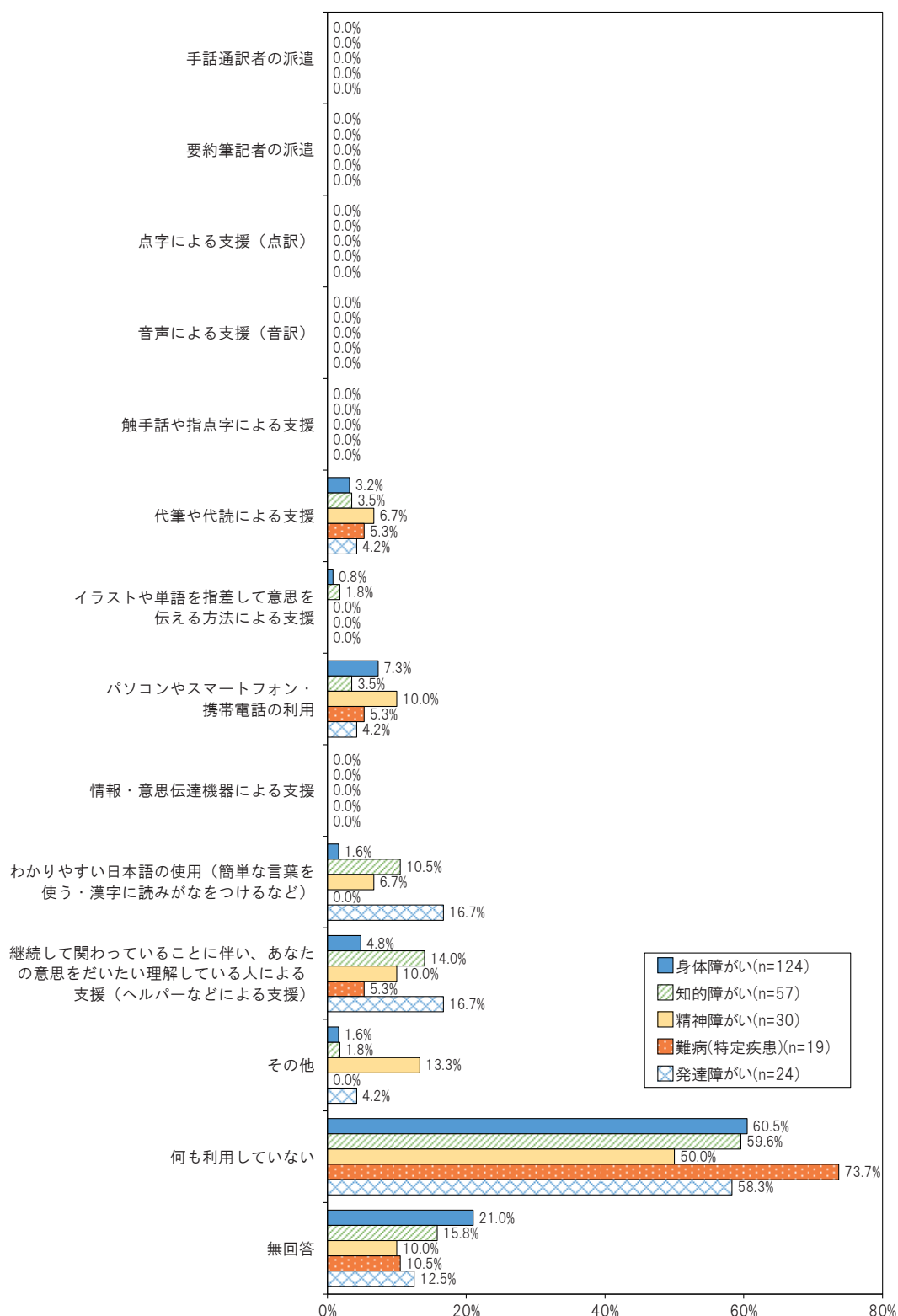


■精神障がい



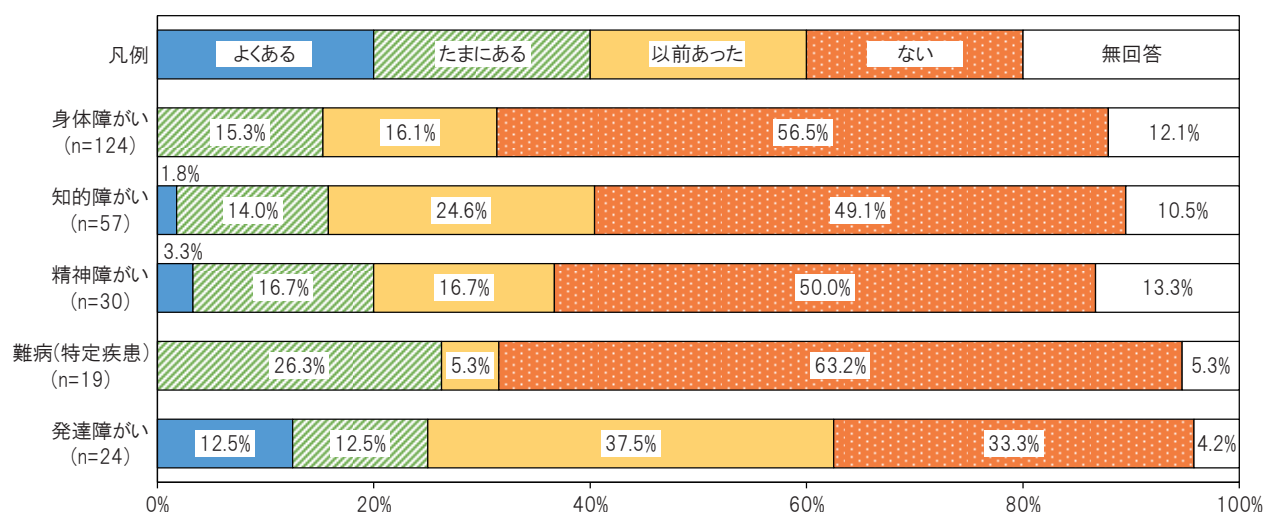
(8) コミュニケーション支援について

コミュニケーション支援については、すべての障がいの種類において「何も利用していない」が最も高くなっています。利用しているコミュニケーション支援は、ほとんどの障がいの種類において、「代筆や代読による支援」、「パソコンやスマートフォン・携帯電話の利用」、「わかりやすい日本語の使用（簡単な言葉を使う・漢字に読みがなをつけるなど）」「継続して関わっていることに伴い、あなたの意思をだいたい理解している人による支援（ヘルパーなどによる支援）」となっています。



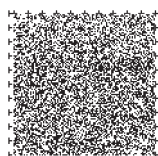
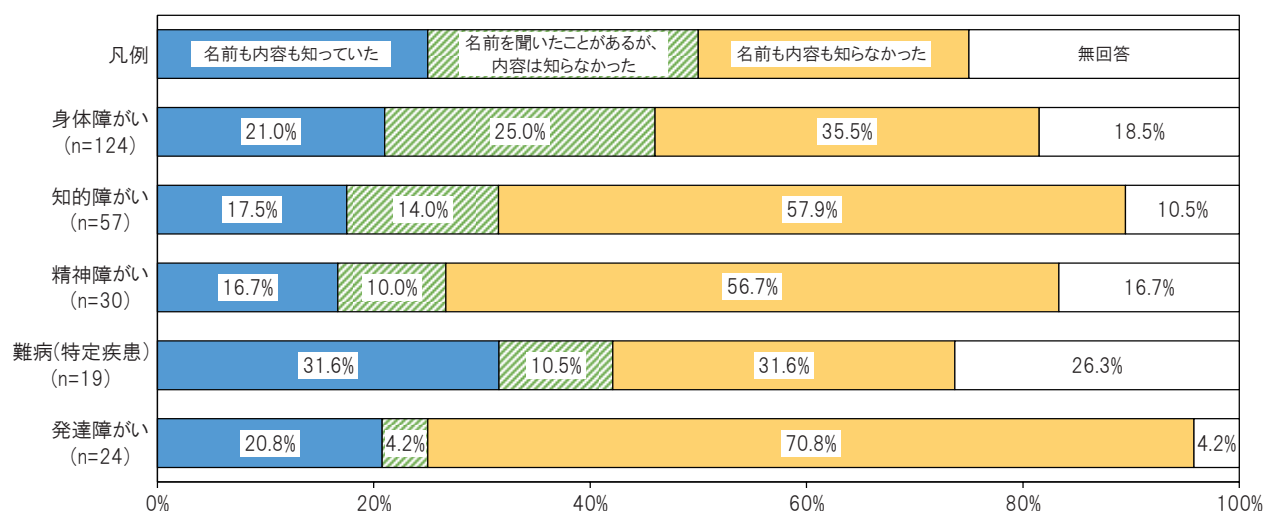
（９）差別等について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、発達障がい以外では「ない」が最も高くなっていますが、難病（特定疾患）では「たまにある」、発達障がいでは「よくある」と「以前あった」がほかの障がいの種類に比べて高くなっています。



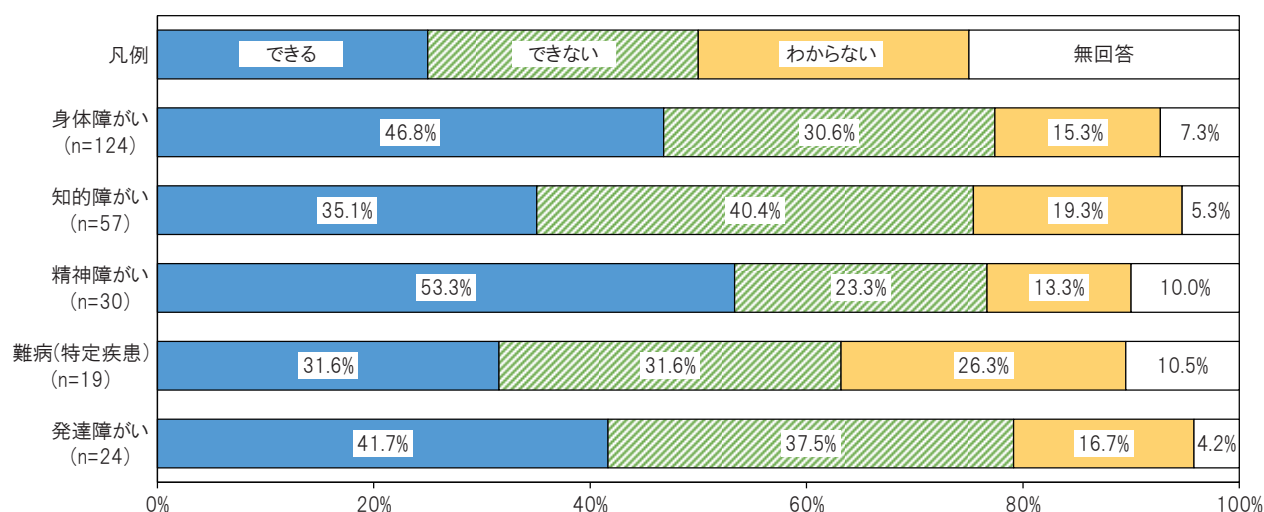
（１０）成年後見制度の認知度について

成年後見制度については、すべての障がいの種類において「名前も内容も知らなかった」が最も高くなっています。



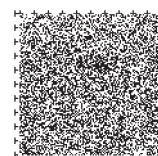
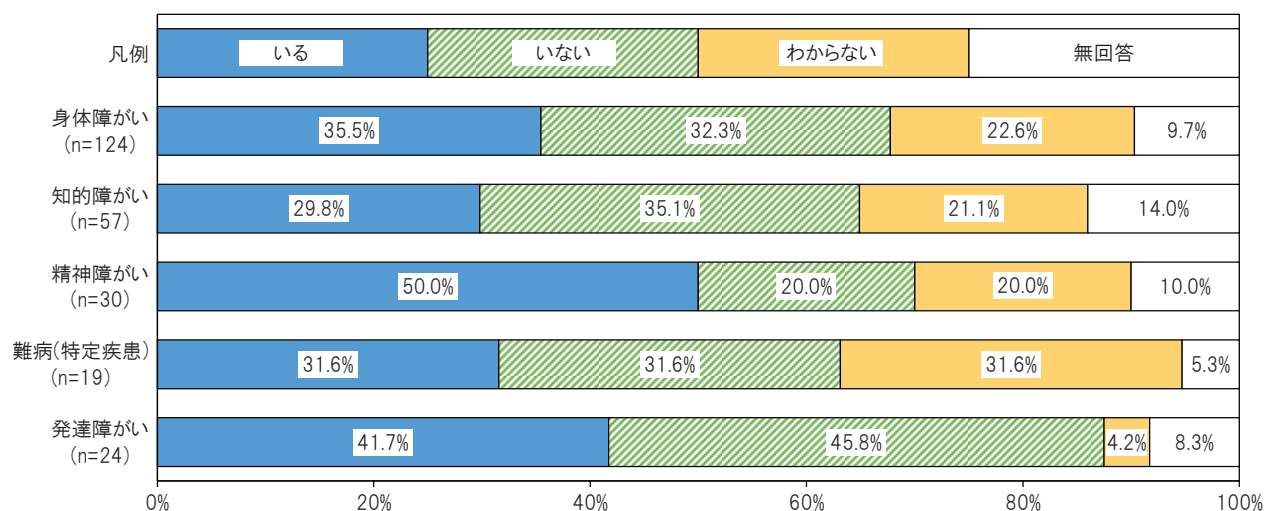
（１１）災害時の避難の状況について

災害時に一人で避難できるかについては、身体障がい、精神障がい、発達障がいでは「できる」が最も高くなっていますが、知的障がいでは「できない」が最も高くなっています。難病（特定疾患）では、「できる」と「できない」が同数で最も高くなっています。



（１２）災害時の身近な支援者について

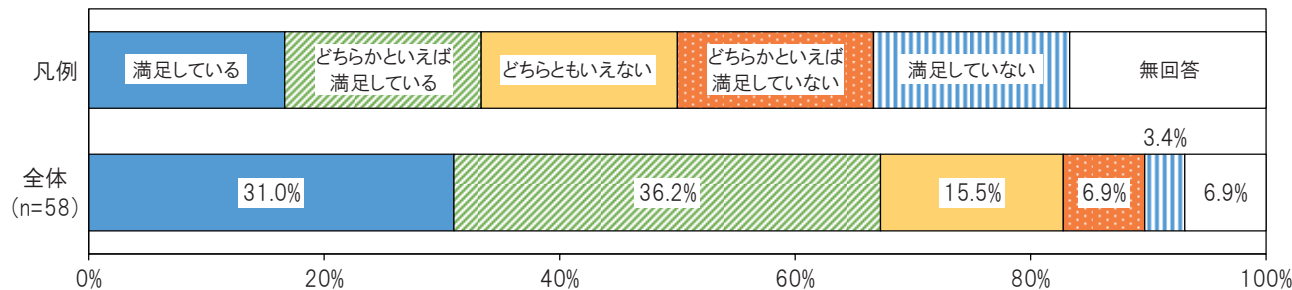
災害時に近所であなたを助けてくれる人がいるかについては、身体障がい、精神障がいでは「いる」、知的障がい、発達障がいでは「いない」が最も高くなっています。難病（特定疾患）では、「いる」、「いない」、「わからない」が同数となっています。



4 アンケート調査結果（18 歳未満）

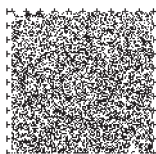
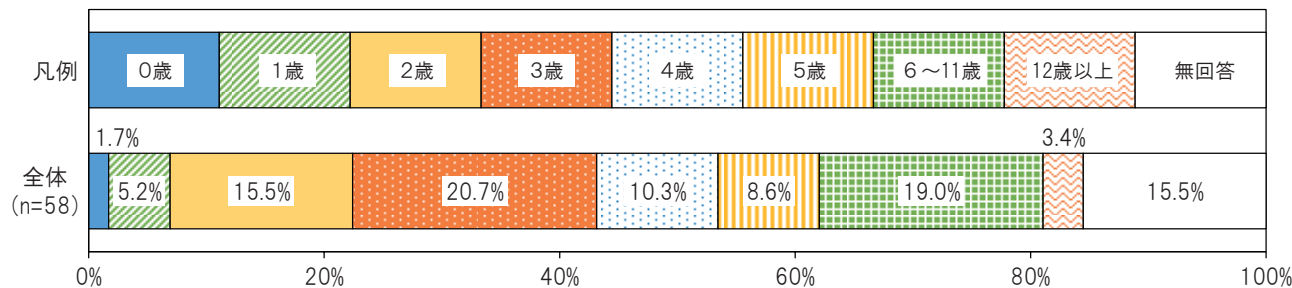
（１）現在受けている療育の満足度について

現在受けている療育の満足度は、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は、約 7 割となっています。



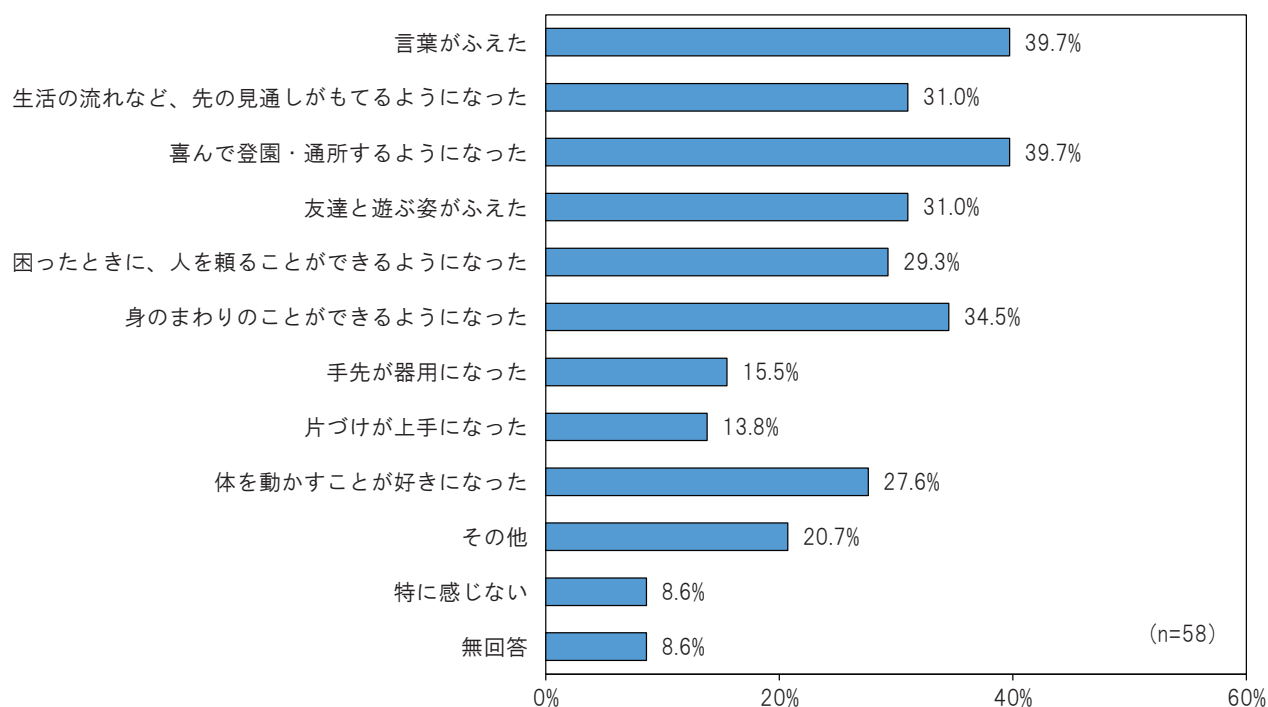
（２）療育を利用しはじめた年齢について

療育を利用しはじめた年齢は、「3 歳」が最も高くなっています。5 歳以下の未就学児は約 6 割、小学生は約 2 割となっています。



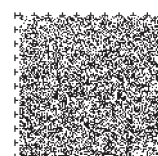
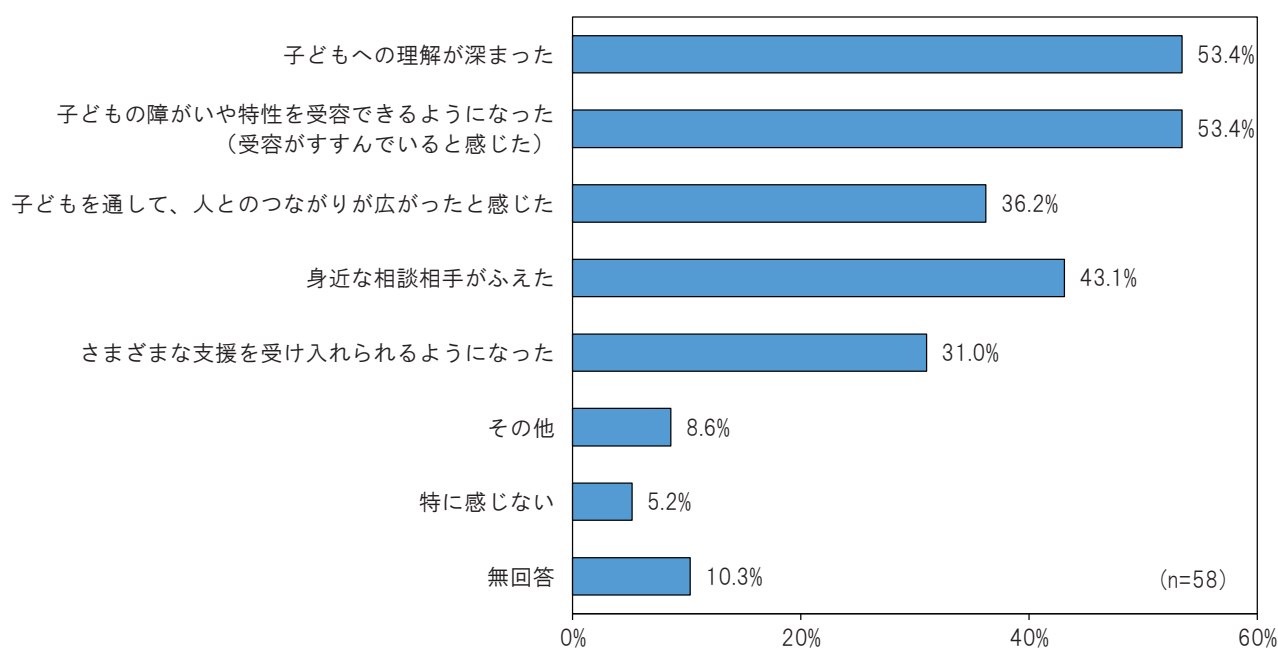
(3) 療育による子どもの成長や変化について

療育による子どもの成長や変化は、「言葉がふえた」、「喜んで登園・通所するようになった」が同数で最も高く、次いで「身のまわりのことができるようになった」となっています。



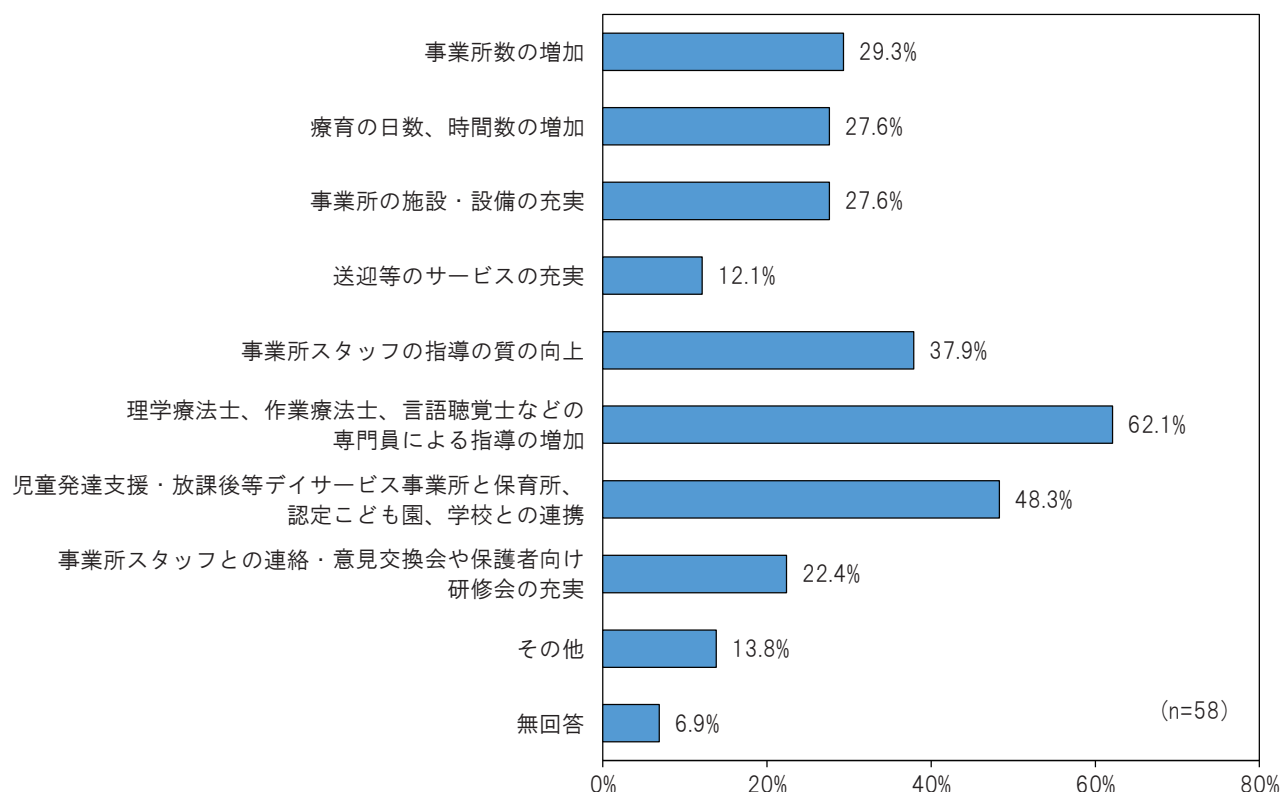
(4) 療育による保護者の成長や変化について

療育による保護者の成長や変化は、「子どもへの理解が深まった」、「子どもの障がいや特性を受容できるようになった」が同数で最も高く、次いで「身近な相談相手がふえた」となっています。



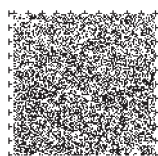
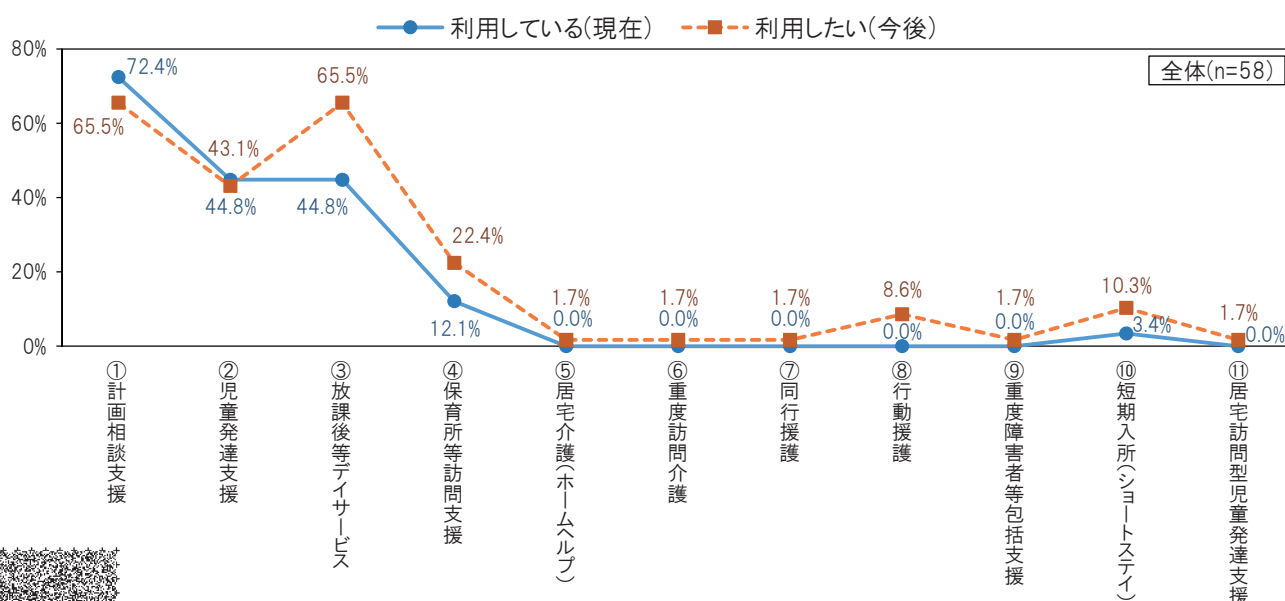
(5) 療育を充実させるために必要なことについて

療育を充実させるために必要なことは、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門員による指導の増加」が最も高く、6割を超えています。次いで、「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所と保育所、認定こども園、学校との連携」、「事業所スタッフの指導の質の向上」となっています。



(6) サービスの利用状況・利用意向について

「利用したい(今後)」については、「放課後等デイサービス」が最も高くなっており、「利用したい(今後)」が「利用している(現在)」に比べて約20ポイント高くなっています。



第3章 基本の方針と施策の体系

1 基本理念

現在、国では障がい者を支えるための行政基盤として、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」、障がいを理由とする差別の解消の推進などに取り組んでいます。

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供が義務づけられたほか、令和3年9月に施行された「医療的ケア児支援法」においては、医療的ケア児の健やかな成長や家族の離職の防止を図るなど、様々な法整備が進められてきました。

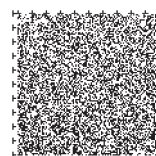
さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化などが行われる予定となっています。

そのなかで国は、障がい者に対する施策を講じる際の基本理念として、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念に則り、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

鹿児島県が策定した「第6期障害福祉計画」では、計画の基本理念として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害児の健やかな育成のための発達支援」、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」を掲げています。

本市では、第4期障がい者計画における基本理念を、『生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり』とし、障がい者が地域で自分らしく豊かな生活を送れるまちづくりを目指してきました。

第5期障がい者計画においても、これまでの実情を踏まえ、第4期障がい者計画の基本理念を継承し、障がい者にとって安全で住みよいまちづくりの実現をめざして障がい者施策の一層の推進を図っていきます。



基本理念

『生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり』

＜基本理念設定の考え方＞

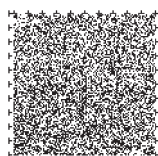
障がいのある方が、社会の構成員としてあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合えるよう支援します。

また、自宅や地域に根ざした福祉施設において生活し、人格と個性を尊重し合い、地域住民とお互いに助け合い、交流することにより、充実した生活を送れる共生社会を目指します。

地域で安全・安心に生活ができるように、一人ひとりのニーズに適した福祉サービスの提供を行うとともに、支えられるだけでなく、共に支え合うことにより、障がいのある方もない方も安全で住みよいまちづくりを実現します。

2 施策の体系

基本理念	重点施策	分野別施策
生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり	1 障がいに対する理解の促進	(1) 権利の擁護
		(2) 虐待の防止
		(3) 啓発・広報
	2 障がい者の社会参加の促進	(1) 就労のための支援
		(2) スポーツ・レクリエーションなどの振興
		(3) 情報バリアフリー化の促進
		(4) 障がい福祉関係団体の支援
	3 選択可能な福祉サービスの充実	(1) 生活の場の拡充
		(2) 保健、介護等による支援
		(3) 障がい児支援の充実
		(4) 相談支援体制の充実
		(5) 防災・防犯体制の充実
		(6) 生活環境の充実



第4章 施策の課題・目標と具体的な方策

【重点施策1】障がいに対する理解の促進

(1) 権利の擁護

<現状・課題など>

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営むために、成年後見制度や消費者教育啓発について、市広報誌や啓発チラシの配布、告知放送での呼びかけ、出前講座の実施による理解・啓発活動を行っています。

しかし、アンケート結果では成年後見制度を「名前も内容も知っていた」と回答した方は21.3%にとどまり、「名前も内容も知らなかった」と回答した方が42.6%となっています。

差別や偏見に対してのアンケート結果では、学校・職場では約半数、外出先や地域では約3割の方がいやな思いを経験しているという結果となっています。

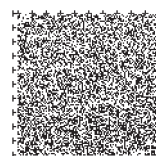
平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者への合理的な配慮の提供が求められ、さらに、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が義務付けされることとなりました。障がい者が差別・偏見を経験することのないように学校や職場、地域住民へのさらなる周知が必要です。

障がい者は、障がいのない方と同様に意志決定の権利を有するかけがえのない個人です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれます。

障がいの種類によって意思決定が困難な方についても、日常生活や社会生活等に関して自分自身の意志が反映された生活を送ることが可能となるような支援が必要です。本人の意志を理解する代弁者や相談員等による意志決定の支援が重要となります。

<事業目標>

- 市民が成年後見制度を利用しやすい体制、環境づくりに努めます
- 消費生活支援員と連携し、障がい者の消費生活の安定と向上に努めます
- 障害者差別解消法の普及に努めます



<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を法的に保護するために、成年後見制度を円滑に利用するための申立て費用を助成します。	福祉課 保健課
消費生活相談 消費者教育啓発事業	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口寄せられる相談は年々複雑かつ多様化していることから、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法など日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行います。	港湾商工課
自立支援協議会 (相談部会・はたらく部会・こども部会)	関係機関と連携して、障がい者への虐待や差別など、権利擁護についての周知啓発、事例の検討、支援体制の構築等について協議・提案を行います。また、障害者差別解消法による合理的配慮等について関係機関へ周知、啓発を行い、障がいに対する理解を促進します。	福祉課

※その他の事業所等において以下の事業を実施しています。

事業名	内容	所管
福祉サービス利用援助事業	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々に対して、地域で自立した生活が送られるよう権利を擁護します。	市社会福祉協議会

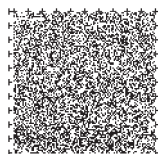
(2) 虐待の防止

<現状・課題など>

障がい者に対する入所施設やグループホーム内での暴力行為、金銭の搾取など、障がい者が深刻な被害を受ける事件が大きな社会問題になっています。また、幼少期の児童虐待、家庭内暴力など、身体のみならず心の問題が社会問題化しており、対応が急がれます。

国においては、既に児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法などが制定されており、平成30年には「児童虐待防止法」の改正が行われ、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

本市では、虐待の早期発見や迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、志布志市虐待防止センターを設置しており、虐待の通報があった場合、関係機関と連携し施設や家庭内での事実確認や被虐待者の支援を行っています。虐待認定を受けた施設等については、改善計画書の提出を求めるなど再発防止に努めています。



「(1) 権利の擁護」でも示しましたが、障がい者への差別・偏見などが外出先や学校・職場、地域であるという結果が出ており、障がいに対する理解が十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、虐待後の対応のみならず、虐待防止について、市民や各事業所への啓発・広報や相談体制の充実化を図り、障がい者への虐待の未然防止や早期発見、虐待の再発防止などが求められます。

<事業目標>

○市民や事業者に対して虐待防止に関する啓発・広報や相談体制の充実化に努めます

<具体的な方策（実施事業）>

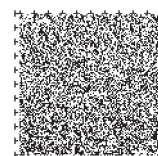
事業名	内容	所管
志布志市障害者虐待防止センター	障がい者などの虐待の通報や防止のための広報、その他の啓発活動を実施し、虐待を受けた障がい者の保護についても必要な相談・助言などを行います。	福祉課
志布志市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会	障がい者虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関及び民間団体との連携協力体制を促進します。	福祉課

(3) 啓発・広報

<現状・課題など>

すべての人々が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる地域共生社会を実現するためには、地域を構成するすべての人々が障がいに対して十分な理解と認識を深めることが大切です。

本市では、各相談支援事業所やそお地区障がい者等基幹相談支援センターにより、市内の障がい者やその家族等の相談支援を実施しています。また、身体・知的障害者相談員を設置し、障がい者がより身近に相談できる環境づくりを行っていますが、アンケート結果からわかるように外出先や学校・職場、地域社会での偏見や差別は存在しており、また、障害福祉サービス等の支援には認知度の低い制度もあります。令和6年4月に施行される「障害者差別解消法」の周知はもちろんですが、すべての方に「障がい」について理解を深めていただけるよう自立支援協議会の組織等を活用しながら周知を進めていく必要があります。



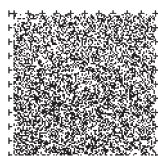
<事業目標>

○障がいに対する理解促進を図るため、定期的な啓発・広報に努めます

○自立支援協議会を通して、市民や事業所に対し障がい者への配慮について周知に努めます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
障害者等相談支援事業	療育が必要な子どもの保護者又は障がい者などの介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を置くことで、障がい者などの福祉の増進を行います。	福祉課
そお地区障がい者等基幹相談支援センター	相談支援専門員やピアサポーター等を配置し、相談支援についての啓発・広報を行います。	福祉課
自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるため、必要な事項については、関係機関などに対し提言や提案を行います。	福祉課
広報による啓発活動	障がい及び障がい者に対する市民の正しい理解と認識を広めるため、「障害者週間」や「発達障害福祉月間」等について市報、広報番組等を通じて、障がいと障がい者に対する理解を広めていきます。また、地域住民の理解が十分でない精神障がい・発達障がい等については、重点的に啓発活動を行います。	福祉課



【重点施策2】障がい者の社会参加の促進

(1) 就労のための支援

<現状・課題など>

障がい者就労支援施策の充実や障がい者の就労意欲が高まっている中、その適性と能力に応じて仕事に就き社会活動に参加することは、障がい者が地域社会において、自立して生きがいのある生活を送る上で重要な意義を持っています。

仕事をする際の配慮についてのアンケート調査では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位であり、障がいについての職場の理解などが欠かせないということがわかります。

平成 26 年度からは就労継続支援等の障害福祉サービス利用者全員についてサービス等利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うことで、その方の特性に応じ、その能力を最大限発揮できるよう関係機関が連携する仕組みとなってきました。障がい者の特性と能力に応じた仕事へのアプローチを共有するため、自立支援協議会（はたらく部会）を開催しています。部会ではハローワークや障害者就業・生活支援センター等とも連携しながら一般就労の実現と働き方に向けた障がいの理解促進を目指しています。

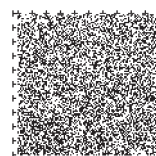
今後においては、企業側のニーズと障がい者のニーズのミスマッチを軽減しながら働く場の機会の提供を行うため、障がい者への就職面談会を実施するなど、さらなる支援が必要と考えています。

<事業目標>

- 自立支援協議会（はたらく部会）において、障がい者の特性に応じた就労の在り方について協議し、障がい者の就労支援に努めます
- 企業説明会を通して障がい者雇用への、企業の理解が深まるよう努めます
- 障害者就業・生活支援センターと連携をし、障がい者のさらなる雇用の場の機会提供に努めます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
自立支援協議会 （はたらく部会）	関係機関と連携して、障がい者の就労に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
障害福祉サービス	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」と、個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課



事業名	内容	所管
合同企業説明会	障がい者の雇用促進を図るため、企業等に対して障害者雇用促進法の遵守を求め、それぞれの障がい特性に応じた雇用支援がなされるような配慮を行います。	港湾商工課 福祉課

(2) スポーツ・レクリエーションなどの振興

<現状・課題など>

スポーツ・レクリエーション活動は、障がい者の社会参加の促進や生活を豊かにする上で極めて重要であり、また、体力の向上、健康増進の観点からも大きな意義があります。

本市では障がい者スポーツの普及と社会参加を促進するため、障がい者へのスポーツ・レクリエーション大会等を開催していますが、参加者の減少や高齢化による継続的な課題があり、参加者の増加や日常的にスポーツに親しむ機会を増やせるよう情報提供の方法についても検討を行う必要があります。

国においてはスポーツ基本法などの施行により、「障がい者が積極的にスポーツを行うことができるよう配慮しつつ推進されなければならない」とされており、障がい者のスポーツについては、毎年県大会を実施し全国大会への選手派遣が行われ、スポーツを通じた社会参加の一層の推進が図られています。

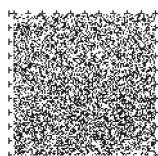
今後においては、障がいのある方もない方も共に楽しめる環境の整備や機会について、県が開催するスポーツ教室等のアナウンスについて広報の機会を増やすなどの検討する必要があります。

<事業目標>

○障がいのある方もない方も、スポーツ・レクリエーションを共に楽しめる環境づくりに努めます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
志布志市障がい者スポーツ・レクリエーション大会、志布志市障がい者文化活動発表会	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーションやスポーツ大会を開催します。	福祉課
総合型地域スポーツクラブ事業	誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、いつまでもスポーツに親しむきっかけづくりや環境づくりに寄与するクラブ事業を行います。	生涯学習課



(3) 情報バリアフリー化の促進

<現状・課題など>

インターネットや携帯電話の普及で情報化は急速に進展しています。令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においては、情報の取得・利用、意思疎通の手段を障がいの種類・程度に応じた選択ができるようにすることや、全ての地域で等しく情報取得等ができるようにすることなどを基本理念としています。情報バリアフリー化を進めることで、障がい者の生活の充実や社会参加の促進を図ることが必要です。

本市では、障がい者が円滑に情報収集やコミュニケーションがとれるように手話通訳の派遣を実施しています。また、手話奉仕員の養成及び手話普及のために手話奉仕員養成講座を実施しています。

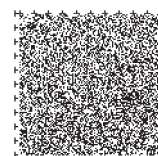
今後においては、遠隔地情報支援システムを活用した手話通訳による意思疎通の実施や、手話通訳に関する制度の周知、夜間緊急時の対応についても検討します。また、地域での生活や災害時に対応できるよう登録している手話奉仕員養成講座を実施し、受講後の希望者による自主サークルを設けており、今後地域で活躍できる活動内容や仕組みづくりについて検討します。

<事業目標>

- 手話通訳者を活用した遠隔地情報支援システム導入の必要性について検討します
- 登録している点訳・音声訳及び手話奉仕員の対応や活動内容について、さらなる向上に努めます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者などの派遣などを行います。	福祉課
日常生活用具給付事業	重度障がい者などに対し、日常生活用具を給付し日常生活の支援を行います。	福祉課
手話奉仕員養成講座事業	手話奉仕員の養成及び手話普及のために手話奉仕員養成講座を行います。	福祉課
点字・声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な視覚障がい者などに、点訳、音声訳その他わかりやすい方法による情報の提供を行います。	福祉課



事業名	内容	所管
聴覚障がい者への情報提供	聴覚障がい者に対し、告知端末による放送内容を電子メール等によって情報提供することを検討します。	総務課 総合政策課
遠隔手話通訳サービス事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、タブレット端末を利用して手話オペレーターによる手話通訳による情報伝達を行います。	福祉課

(4) 障がい福祉関係団体の支援

<現状・課題など>

障がい者が抱える様々なニーズに対し支援をするためには、行政の施策はもちろんですが、障がいに対する理解を深め差別・偏見のない地域社会、まちづくりが重要です。そのためには自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア、NPO法人などによる活動や近隣住民同士の助け合いなど、それぞれの立場、役割により連携していくことが求められます。

本市では自治会長や民生委員などへ障がい者の対象となる制度の周知を行っています。また、近年本市においても増加してきた障害福祉サービス事業所や児童通所支援事業所、相談支援事業所の支援者に対して市の取り組みについて定期的に説明する機会を設けています。

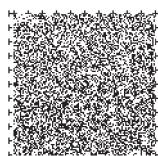
障がい福祉関係団体への支援としては、志布志市身体障害者連絡協議会、志布志市手をつなぐ育成会へ活動支援を行い、地域で支え合う仕組みづくりを推進しています。

<事業目標>

○障がい福祉関係団体への活動支援を行います

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
身体障害者連絡協議会活動支援事業	市内の身体障がい者の親睦を図り、社会活動に参加できるよう、身体障害者連絡協議会に対し活動支援を行います。	福祉課
手をつなぐ育成会活動支援事業	市内の知的障がい者の親睦を図り、社会活動に参加できるよう、手をつなぐ育成会に対し活動支援を行います。	福祉課



【重点施策３】選択可能な福祉サービスの充実

（１）生活の場の拡充

<現状・課題など>

障がい者が地域社会で生活を営むためには、食事や住宅の確保など安心して過ごせる生活の場や、社会参加を促すために創作的活動や生産活動、社会との交流を実施できる場などが必要となります。

本市では障がい者の意志を尊重し、希望する生活を送るため、その方にあった障害福祉サービスの提供を行っており、障がい者が地域で自立した生活が送れるように援助を行っています。

自立支援協議会を中心に、施設入所者や精神科病院等から地域生活への移行について課題等を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じ、地域資源を活かした体制整備を協議しています。

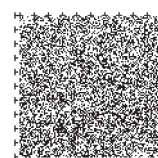
<事業目標>

○障がい者の意志を尊重した障害福祉サービスの提供に努めます

○自立支援協議会を通して地域生活移行について課題を共有し、必要に応じたケースの検討に努めます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」と、個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者などの地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。	福祉課
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、障がい者などに活動の場を提供し、一時的な見守りなどの必要な支援を行います。	福祉課
特別障害者手当等給付事業	重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常に介護が必要な方に対して手当を支給します。	福祉課
食の自立支援事業	在宅の一人暮らし、若しくは虚弱な高齢者又は障がい者に食関連サービスの利用調整を行い、食生活の改善及び居宅での見守り支援を行います。	保健課



事業名	内容	所管
成年後見制度利用支援事業(再掲)	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を法律的に保護するために、成年後見制度を円滑に利用するための申立て費用を助成します。	福祉課
自立支援協議会	関係機関と連携して、障がい者の地域での生活に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課

(2) 保健、介護等による支援

<現状・課題など>

障がいの原因となる疾病などの予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診断などによる疾病の早期発見、早期治療、療育の指導など、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。また、高齢化が進む中で生活習慣病予防などの健康増進施策や介護予防施策の充実が求められています。

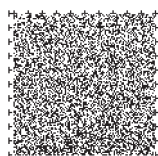
そのためには、障がい者や難病を患っている方などが地域において、保健・医療サービスを安心して受けられる体制作りが必要です。本市では障がいの軽減又は除去、あるいは進行を防止し日常生活を容易にするため更生・育成医療による医療費助成を行っています。また、精神疾患の通院に対して医療費補助制度の手続きを行っています。

介護保険制度の対象となる方(65歳以上の第1号被保険者又は40歳以上65歳未満の第2号被保険者)が、障害福祉サービスを利用する場合は、原則、介護保険サービス優先となっています。ただし、一律に介護保険サービスが優先されるものではなく、申請者の個別の状況に応じ、必要とする支援内容について介護保険サービスで対応することが可能かを判断する必要があります。本市では障がい者等相談支援専門員やケアマネージャーを中心とした関係者の連携を図りながら、利用意向を把握した上で適切に判断しています。

緊急時に備え、必要な情報を保管する救急キットの配布事業や24時間対応可能な緊急通報装置システムの導入を行い、高齢者や障がい者の安全・安心の確保を図っています。

<事業目標>

- 介護保険制度の対象となる方の障害福祉サービスについて関係機関と連携を図り、適切なサービスの支給に努めます
- 安心して医療サービスを受けられるよう、各医療費助成制度について周知を図るとともに、継続して事業を実施できるよう努めます
- 民生委員等と協力し、必要な方への緊急通報装置の普及に努めます



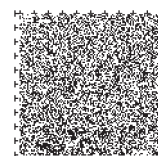
<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
障害福祉サービス (再掲)	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」と、個別に障がい者などの利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
重度心身障害者医療費 助成事業	重度の心身障がい者が、医療保険各法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分について助成します。	福祉課
更生医療	障がいを軽減又は除去、あるいは障がいの進行を防止して、日常生活を容易にするための医療費について助成します。	福祉課
育成医療	満 18 歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童、又は現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童に対して、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療に係る医療費を助成します。	福祉課
精神通院医療	精神疾患の治療のために通院している者を対象に医療費の補助に係る手続きを行います。	福祉課
救急医療情報キット 配布事業	市民の安全と安心の確保を図るため、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業	簡単なボタン操作や人感センサーの働きにより、24 時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援を行います。	保健課

(3) 障がい児支援の充実

<現状・課題など>

本市では、生後 4 か月未満の乳児を対象とした、「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめ、乳幼児健診事業や育児相談等を通して障がいの早期気付き・早期支援体制の強化を図っています。また、保育所・認定こども園の巡回訪問を行い、気になる子どもの発達や子ども・保護者との関わり方について事業者と共有することで、地域にある身近な園で、集団生活に適応するための支援を行っています。障がい児を受入れている保育所・認定こども園が職員の加配を行う場合、補助を行うことにより障がい児の保育環境の向上を図っています。より丁寧な支援が必要と思われる場合には、療育施設での児童発達支援等の案内も行っています。



また身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入費補助を行う事業が開始されています。早い時期から補聴器の購入費用を助成することで言語の習得や教育等における健全な発達を支援しています。

療育の充実に関するアンケート調査では「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門員による指導の増加」が一番多く、障がい児を対象とした障害福祉サービスの利用意向において4割以上の方が「児童発達支援」を、約6割の方が「放課後等デイサービス」を利用したいと回答しており、療育に対する意識が高いことがわかります。小・中学校においては、通常学級において教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加する傾向にあり、支援員の確保が課題となっています。要支援児童・生徒数や個別の指導計画・教育支援計画の状況を精査した上で、配置について検討する必要があります。

また、定期的に市内障害児福祉サービス事業所、教育委員会との連携により各事業所分野の垣根を越えた情報共有を図るように努めています。

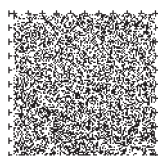
現在、医師、作業療法士、社会福祉士等による巡回相談も実施しており、制度の周知も含め今後は学校と児童通所支援事業所、園等が連携し集団生活への適応のための専門的な支援の仕方や個別支援計画の情報提供等の連携の在り方について検討します。

<事業目標>

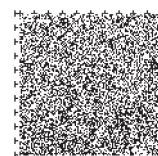
- 早期気付き・早期支援に向けて関係部署と連携した取り組みに努めます
- 子育て支援センター、子育て世代包括支援センターの支援継続から、子育てに関する相談支援体制の維持に努めます
- 就学が変わるときの療育について、関係機関との支援の在り方を検討していきます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
障害児通所支援事業	発達障がい児などに対する保健、教育、福祉などの連携体制を構築し、本人、家庭への効果的な支援や早期発見・早期療育により二次障害の防止と、本人の自信形成や保護者の子育ての負担軽減などの支援を行います。	福祉課
障害児通所支援利用者負担無料化	個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に対して提供される障害児通所支援について、利用者負担を助成します。	福祉課
障害児保育事業	適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉を増進します。	福祉課



事業名	内容	所管
子育て支援センター	安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援を行います。また、母親だけではなく、父親に対する子育てへの積極的な参加を促します。	福祉課
子育て世代包括支援センター	子育て世代を支援する総合相談窓口として、妊娠期から子育て期にわたって、母子保健コーディネーター（助産師・保健師）と子育て支援コーディネーター（保育士）が中心となり、妊娠・出産・育児の悩み相談に対応します。	保健課
自立支援協議会（こども部会）	子どもの育ちに対する不安や悩み、生活のしづらさを関係機関と連携し、情報の共有をはじめ必要な社会資源の開発のため協議・提案します。	福祉課
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や個別の相談を行います。	保健課
赤ちゃん訪問	全ての家庭に概ね2か月以内に、助産師又は保健師が訪問し、母子の状況確認や個別の相談を行います。	保健課
乳幼児健診事業	「3～5か月児健診」、「9～11か月児健診（医療機関）」、「1歳6か月児健診」、「2歳児歯科検診」、「3歳児健診」、「5歳児歯科検診」等を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」、「発育発達支援」、「食育の推進」、「お口の健康づくり」、「事故防止」を目指した講話や個別相談対応も行います。	保健課
巡回支援専門員整備事業	市内の小学校・保育所・認定こども園を専門職（医師、作業療法士、社会福祉士、保健師等）が訪問し、発達が気になる児童への支援について保育士、教諭などと一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し支援を行います。	福祉課 保健課 教育委員会
母子保健推進員活動	乳幼児健診や教室の案内などを通して各担当地区の家庭訪問をし、「身近な聞き役」としての活動の実施及び行政との橋渡しを行い、子育て家庭をサポートします。	保健課



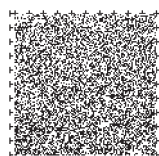
事業名	内容	所管
育児相談	「育児不安の軽減」、「発育発達支援」、「母乳育児の推進」、「食育の推進」、「お口の健康づくり」を目指し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で適切な相談対応・アドバイスを行います。	保健課
母子訪問事業	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師等が訪問を行い、子育てをサポートします。	保健課
教育相談活動の充実	子育てについての相談などが気軽にできるよう、相談に係る広報活動及び教育相談員などを効果的に活用します。	学校教育課
小学校特別支援員配置事業 中学校特別支援員配置事業	学習障がい（LD）、注意欠如／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学級や、配慮が必要とされる学級に支援員を配置し、より一人ひとりに応じた支援を行います。	学校教育課
産後ケア事業	産後の支援が少ない方や育児不安のある産婦に対して、身体の回復や育児に関する支援を安心して受けることができるよう、助産所に通所や宿泊により産後ケアを受ける場合の利用者負担額の補助を行います。	保健課
ふれい教室	乳幼児健診等において、発達の遅れや偏りが疑われる子どもと、育てにくさなどの不安を抱えている保護者を対象に、遊びを通じた発達支援や相談を実施します。 必要な場合は、療育利用への早期支援を行います。	保健課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行います。	福祉課

（４）相談支援体制の充実

＜現状・課題など＞

障がい者が地域で安全・安心に生活を送るためには、障がい者が抱える様々な悩みや問題を把握し、その方にあった障害福祉サービスの提供を行う必要があります。

本市では、障がい者が自立した生活を送れるよう、各相談支援事業所やそお地区障がい者等基幹相談支援センターにより様々なケースに対応できる相談支援体制をとっています。



また、平成 26 年度から障害福祉サービスや児童通所サービスを利用するための計画（プラン）を作成することが義務付けられ、定期的なモニタリングや障がいを持つ方の福祉の増進を図ることを目的とした相談支援を行っています。

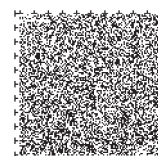
「悩みや困った事の相談相手」のアンケート結果では、「地域活動支援センターや相談支援事業所などの民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」の回答は 10%以下と低く、地域にある基幹相談支援センターの認知度についてのアンケート結果では、6 割以上の方が「知らない」と回答しています。また、本市ではピアサポーター、身体障害者相談員、知的障害者相談員を配置しています。障がい者と同じ立場で障がいに対する理解もあり、地域の実情に精通している相談員の設置について市民に周知するとともに、相談員に対しても障害福祉サービス等の制度について説明していく必要があります。

<事業目標>

- 各相談支援事業所や身体・知的障害者相談員の認知度を上げるため周知に努めます
- 相談内容の困難事例等を自立支援協議会の各部会で協議し、相談支援専門員のスキルアップに努めます

<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
障害者等相談支援事業 (再掲)	障がい児の保護者又は障がい者などの介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業 (再掲)	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を置くことで、障がい者などの福祉を増進します。	福祉課
そお地区障がい者等基幹 相談支援センター	地域の相談支援の拠点として相談支援専門員や巡回支援専門員を配置し相談業務を行います。	福祉課
子育て支援センター (再掲)	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援を行います。また、母親だけではなく、父親に対する子育てへの積極的な参加を促します。	福祉課
自立支援協議会	関係機関と連携して、障がい者の相談支援に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議を行います。	福祉課



（５）防災・防犯体制の充実

＜現状・課題など＞

障がい者が地域社会において、安全・安心に生活を送ることができるよう防災及び防犯に関する施策を推進していきます。

防犯対策では、悪質な詐欺などに巻き込まれないよう啓発チラシの配布等を行っているほか、出前講座なども実施しています。今後も消費者教育啓発を行うとともに、消費生活相談員の訪問など関係機関との連携を密にし、消費者トラブルの未然・拡大防止を図っていきます。また、緊急通報体制整備事業を推進し、安否確認や救急時に対応する緊急通報装置を設置することで緊急時に連絡がとれる体制を整えます。

防災対策では、地域の高齢者や障がい者など要配慮者の把握を順次行っています。

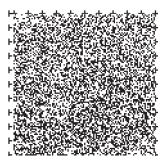
市内３施設と福祉避難所に関する協定の締結を行いました。福祉避難所は一般の避難所で生活に支障がある高齢者や障がい者等の要配慮者を対象に設置しており、要配慮者を介助する方も同伴し介助を行う必要があります。今後においても災害時の受入れ体制の整備や支援の方法等を協議しながら充実を図ります。

＜事業目標＞

- 消費生活支援員と連携し、障がい者への出前講座の参加を呼びかけるなど、消費者トラブルの未然・拡大防止に努めます
- 民生委員と協力し要配慮者の把握に努めます
- 関係部署と連携し福祉避難所での支援を図ります

＜具体的な方策（実施事業）＞

事業名	内容	所管
聴覚障がい者への情報提供（再掲）	聴覚障がい者に対し、告知端末による放送内容を電子メール等によって情報提供することを検討します。	福祉課
自立支援協議会（再掲）	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めるため、必要な事項については、関係機関などに対し提言や提案を行います。	福祉課



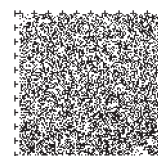
事業名	内容	所管
消費生活相談／ 消費者教育啓発事業(再掲)	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口に寄せられる相談は年々複雑かつ多様化していることから、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法など日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行います。	港湾商工課
手話奉仕員養成講座事業 (再掲)	手話奉仕員の養成及び手話普及のために手話奉仕員養成講座を行います。	福祉課
緊急通報体制整備事業 (再掲)	簡単なボタン操作や人感センサーの働きにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援を行います。	保健課
福祉避難所の開設・運営	本市では災害発生時における要配慮者の避難所生活に支障が生じることがないように、バリアフリー化が図られた福祉避難所を開設するため市内7箇所の施設と協定を締結しています。原則として、福祉避難所への移送は介助者が行き、福祉避難所においても同伴し要配慮者の介助を行います。 ※福祉避難所一覧を巻末資料に掲載しています。	総務課 福祉課 保健課

(6) 生活環境の充実

<現状・課題など>

本市では、補装具費給付事業や日常生活用具給付事業により住居の階段や段差のバリアフリー化、杖や車椅子などの支給といった生活環境の整備を行っています。また、自動車運転免許取得・改造助成事業や移動支援事業などにより障がい者の移動手段を確保し社会参加を促進しています。

公共機関管理の建築物については、これまで高齢者や障がい者が生活しやすい環境を整えるため、段差解消や道路の点字ブロック敷設などを行っています。アンケート結果では、外出の際に困っていることとして「公共交通機関が少ない若しくは無い」は上位となっており、外出の際の交通手段として「バス」、「チョイソコしぶし」、「タクシー・福祉



タクシー」の利用は5%未満と低くなっていることから、今後も継続して利便性のある運送支援の向上に取り組む必要があります。一方で改修等を施さなくても今ある情報を集約し詳細に公開することで障がい者が利用する環境を選択できる仕組み（例えば避難所や観光地の施設の情報を見て、行ける・行けないの判断ができるような情報）を構築できないか検討します。

障がい者にとって安全・安心で住みよいまちを実現していくには、住環境の充実だけでなくバリアフリー施策の推進、建築物、道路、公園、交通機関などにおけるバリアフリー化及び障害物の撤去が不可欠です。また、障がいのある方もない方もともに利用する事ができる遊び場の設置についても、関係部署と連携を図る必要があります。社会参加を促進していく上でコミュニケーション上のハンディキャップの軽減を図ることは重要であり、令和6年4月に施行される障害者差別解消法では、障がい者から対応を求められる意志を伝えられたときに可能な範囲で対応することが事業者にも義務付けられ、行政のみならず民間企業や住民が一体となり取り組む必要があります。

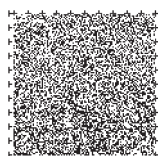
今後においては、障がいのある方もない方も共に生きる住みよいやさしいまちづくりに努めます。

<事業目標>

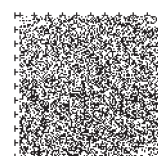
- 補装具、日常生活用具等の給付により住環境の整備に努めます
- 移動支援について、利便性のある運送支援の向上に努めます
- 障がい者が利用しやすい「バリアフリー」の推進について関係部署と連携を図ります

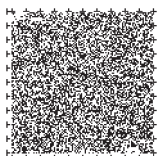
<具体的な方策（実施事業）>

事業名	内容	所管
日常生活用具給付事業 (再掲)	重度障がい者などに対し、日常生活用具を給付し日常生活の支援を行います。	福祉課
自動車運転免許取得助成事業	障がい者の普通免許取得に要する費用の一部を助成します。	福祉課
自動車改造助成事業	身体障がい者が就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。	福祉課
チョイソコしぶし運行事業	市内特定地域内での乗合い送迎サービスを行います。	総合政策課



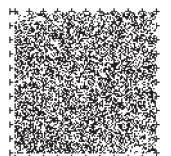
事業名	内容	所管
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、車両等による運送支援を行います。	福祉課
福祉タクシー運行事業	市内において交通手段がない高齢者等に、車両による運送支援を行います。	福祉課
補装具費給付事業	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にするため、補装具の交付や修理を行います。	福祉課
救急医療情報キット配布事業(再掲)	市民の安全と安心の確保を図るため、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業(再掲)	簡単なボタン操作や人感センサーの働きにより、24時間体制のコールセンターにつながり、救急時などの適切な対応や日常生活相談、安否確認を行う緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援を行います。	保健課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業(再掲)	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行います。	福祉課
バリアフリー推進	施設等の改修だけでなく、今ある情報を集約し詳細に公開することで誰もが住みやすく利用しやすいまちを目指します。	港湾商工課 総合政策課 福祉課 建設課





第 2 編 志布志市第 7 期障がい福祉計画・

志布志市第 3 期障がい児福祉計画



第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画に係る法令の根拠及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として、また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として策定するものです。

本市では令和 2 年度に「志布志市第 4 期障がい者計画」、「志布志市第 6 期障がい福祉計画」、「志布志市第 2 期障がい児福祉計画」を一体として策定しました。

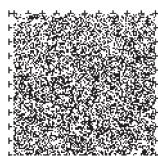
本計画は、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの新たな計画として「志布志市第 5 期障がい者計画」、「志布志市第 7 期障がい福祉計画」、「志布志市第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

●障害者総合支援法 第 88 条第 1 項（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

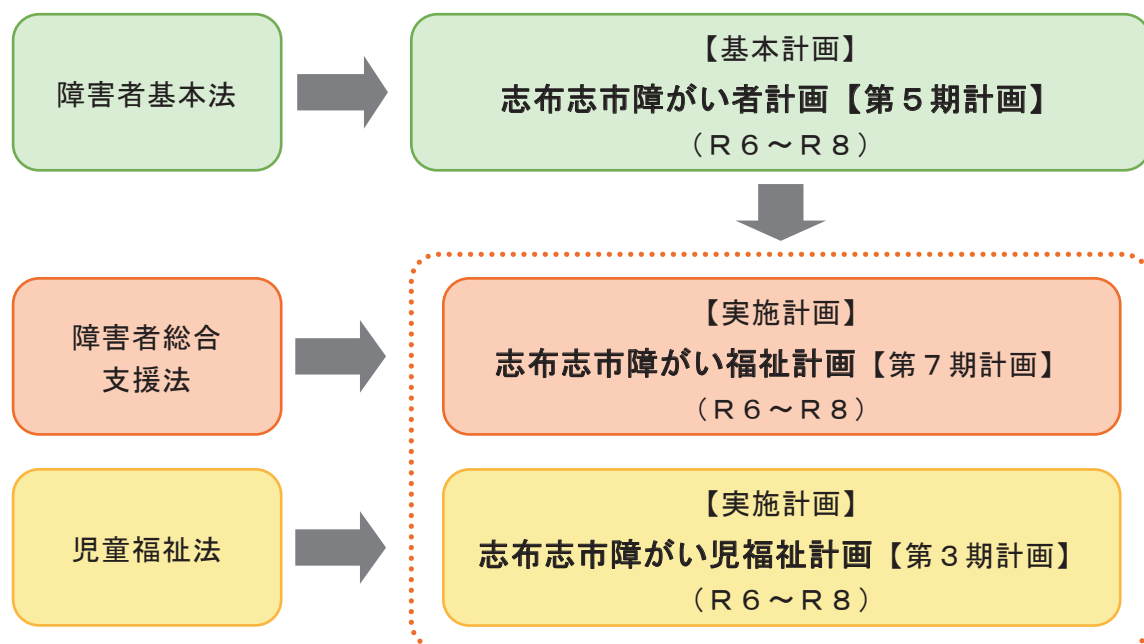
●児童福祉法 第 33 条の 2（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



（２）第５期志布志市障がい者計画との関係

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関して目標値や提供方法を定めるもので「第５期志布志市障がい者計画」の実施計画（計画期間：令和６年度～令和８年度）と位置づけます。



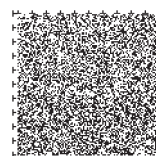
２ 計画の基本的理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

３ 本計画に定める事項

本計画においては、障害者総合支援法第 87 条及び児童福祉法第 33 条の 19 に基づき、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）に即して、次の事項を定めます。

- （１）計画策定の趣旨
- （２）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （３）各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- （４）地域生活支援事業の実施に関する事項
- （５）指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
- （６）計画の達成状況の点検及び評価



第2章 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

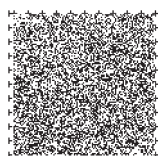
障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針
① 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ② 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。
本市の方針
① 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ② 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末の施設入所者数から5%以上減少させることを目指します。

■目標値の設定

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数(A)	89人	○ 令和4年度末において福祉施設に入所している者の数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	6人	○ 令和4年度末の施設入所者数の6%以上 $(A) \times 6\% = 89人 \times 6\% \div 5.34人$
【目標値】 施設入所者数の減少(C)	5人	○ 令和4年度末の施設入所者数から5%以上減少 $(A) \times 5\% = 89人 \times 5\% \div 4.45人$
新規入所者数 (B) - (C)	1人	○ 令和8年度末までに新規に福祉施設に入所する者の数 $6人 - 5人 = 1人$
令和8年度末の施設入所者数 (A) - (C)	84人	○ 令和8年度末の施設入所者数見込み $89人 - 5人 = 84人$

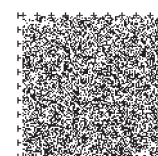


2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
○ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
本市の方針
○ 国指針及び本市の現状を踏まえて、令和8年度の目標値を以下のように定めます。

■ 目標値の設定

項目	目標値 令和 8 年度末
精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における 平均生活日数	325.3 日



3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

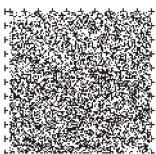
国の基本指針
○ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
本市の方針
○ 地域生活支援拠点は、圏域において整備します。今後の運用状況の検証や整備箇所数増加の必要性等の検討については、障害者自立支援協議会において、協議を実施します。

■目標値の設定

項目	目標値 令和8年度末
地域生活支援拠点等の数	1か所（圏域での設置）
コーディネーターの配置人数	1人（単独又は圏域を予定）
運用状況の検証及び検討の協議回数	年4回以上

(2) 強度行動障がい者への支援体制の充実

国の基本指針
○ 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること基本とする。
本市の方針
○ 令和8年度末までに、そお地区障がい者等基幹相談支援センターを中心に、強度行動障がい者を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備に努めます。



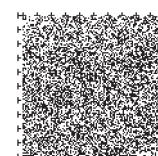
4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数

国の基本指針
① 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ・ 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・ 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。 ・ 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。 ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
本市の方針
① 令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数は、令和3年度の実績の1.5倍以上とすることを目指します。また、令和8年度中に一般就労に移行する者の人数の内訳は、国の指針を踏まえて、以下のとおり目標値を設定します。 ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指します。

■ 目標値の設定

項目		数値	考え方
令和3年度中の一般就労移行者数		3人	○ 令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度中の一般就労移行者数		6人	○ 令和3年度実績の1.5倍以上 $3人 \times 1.5倍 \div 4.5人$
令和8年度中の一般就労移行者数(内訳)	【目標値】 就労移行支援事業	2人	○ 令和3年度実績の1.31倍以上 $1人 \times 1.31倍 \div 1.31人$
	【目標値】 就労継続支援A型事業	1人	○ 令和3年度実績の1.29倍以上 $0人 \times 1.29倍 \div 0人$
	【目標値】 就労継続支援B型事業	3人	○ 令和3年度実績の1.28倍以上 $2人 \times 1.28倍 \div 2.56人$
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		5割以上	○ 就労移行支援事業所全体の5割以上



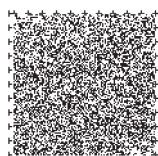
(2) 一般就労後の定着支援

国の基本指針
① 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ② 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

本市の方針
① 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを目指します。 ② 令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指します。

■目標値の設定

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	0人	○ 令和3年度末実績
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	2人	○ 令和3年度末実績の1.41倍 $0人 \times 1.41 \div 0人$
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	○ 就労定着支援事業所全体の2割5分以上



5 障害児支援の提供体制の整備等

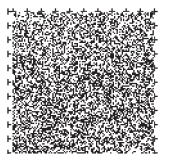
- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針
① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 （※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること） ② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

本市の方針
これまでの実績及び実情を踏まえて、以下のとおり目標値を設定します。

■目標値の設定

項 目	実績値 令和5年度末	目標値 令和8年度末
児童発達支援センターの設置	0 か所	1 か所（圏域での設置）
保育所等訪問支援事業所数	0 か所	1 か所（単独又は圏域での設置）



(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

国の基本指針

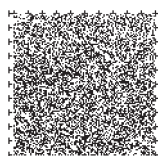
- ① 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の方針

- ① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、これまでの実績及び実情を踏まえて、以下のとおり目標値を設定します。
- ② 本市では医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として自立支援協議会において協議の場を設けます。また、医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、「医療的ケア児に関するコーディネーター」を配置することを目指します。

■目標値の設定

項 目	実績値 令和5年度末	目標値 令和8年度末
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所数	0 か所	1 か所(単独又は圏域での設置)
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	0 か所	1 か所(単独又は圏域での設置)
協議の場の設置	0 か所	1 か所(自立支援協議会)
医療的ケア児等に関するコーディネーター の配置	2 人	3 人



6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
① 令和８年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
本市の方針
① 令和８年度末までに、そお地区障がい者等基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援体制の強化を図ります。 ② 個別事例の検討を行うための体制を確保し、地域サービス基盤の開発・改善等充実を図ります。

■目標値の設定

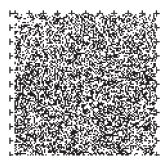
項目	目標値 令和８年度末
研修会及び個別事例の検討の実施	年２回以上
主任相談支援専門員の配置	１人

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○ 令和８年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。
本市の方針
○ 令和８年度末までに、サービスの質の向上を図るため、自立支援協議会における相談部会を実施する体制を強化します。

■目標値の設定

項目	目標値 令和８年度末
部会や研修の開催	年２回以上



第3章 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量確保のための方策

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び第6期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

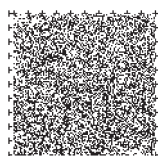
1 訪問系サービス

(1) 事業内容

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる介助を行います。
重度訪問介護	常時介護が必要な重度の障がい者に、自宅等で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動中の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 実施に関する考え方

在宅の障がい者が日常生活を営む上で必要なサービスを、利用者個々の生活状況に応じて提供します。



(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

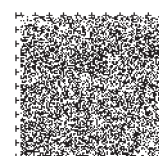
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
居宅介護	25 人	33 人	25 人	36 人	25 人	37 人
	300 時間	346 時間	290 時間	379 時間	280 時間	362 時間
重度訪問 介 護	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人	2 人
	115 時間	127 時間	115 時間	173 時間	115 時間	165 時間
同行援護	4 人	4 人	4 人	2 人	4 人	5 人
	10 時間	22 時間	20 時間	30 時間	20 時間	36 時間
行動援護	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	5 時間	0 時間	5 時間	0 時間	5 時間	0 時間
重度障害者 等包括支援	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	10 時間	0 時間	10 時間	0 時間	10 時間	0 時間

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
居宅介護	38 人	38 人	38 人
	370 時間	370 時間	370 時間
重度訪問 介 護	2 人	2 人	2 人
	165 時間	165 時間	165 時間
同行援護	5 人	5 人	5 人
	40 時間	40 時間	40 時間
行動援護	1 人	1 人	1 人
	5 時間	5 時間	5 時間
重度障害者 等包括支援	1 人	1 人	1 人
	10 時間	10 時間	10 時間

(4) 見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。



2 日中活動系サービス

2-1 生活介護

(1) 事業内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がい者について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障がい者が地域で生活できるよう、施設において、利用者個々のニーズに即したサービスを提供します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
生活介護	130 人	125 人	130 人	122 人	130 人	125 人
	2,400 人日	2,334 人日	2,400 人日	2,228 人日	2,400 人日	2,205 人日

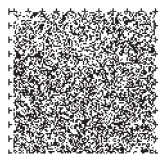
◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
生活介護	130 人	130 人	130 人
	2,400 人日	2,400 人日	2,400 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数。

(4) 見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、サービス提供事業者等と連携をとり、安定したサービスの提供体制の維持に努めます。



2-2 自立訓練（機能訓練）

（1）事業内容

自立訓練（機能訓練）は、施設・事業所や利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言等を行います。利用期間が1年6か月と定められています。

（2）実施に関する考え方

自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な機能訓練を行います。

（3）サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
自立訓練 (機能訓練)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人
	20 人日	0 人日	20 人日	0 人日	20 人日	11 人日

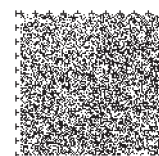
◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
自立訓練 (機能訓練)	1 人	1 人	1 人
	20 人日	20 人日	20 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数。

（4）見込量確保のための方策

市内に事業所がないため、提供体制の確保についてサービス提供事業者と連携し、基盤整備を図ります。



2-3 自立訓練（生活訓練）

（1）事業内容

自立訓練（生活訓練）は、施設・事業所や利用者の居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言を行います。利用期間が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められています。

（2）実施に関する考え方

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

（3）サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
自立訓練 (生活訓練)	20 人	26 人	20 人	22 人	20 人	20 人
	190 人日	227 人日	190 人日	167 人日	190 人日	121 人日

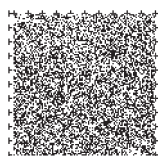
◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
自立訓練 (生活訓練)	20 人	20 人	20 人
	190 人日	190 人日	190 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数。

（4）見込量確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、サービス提供事業者等と連携をとり、安定したサービスの提供体制の維持に努めます。



2-4 就労選択支援

(1) 事業内容

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

(2) 実施に関する考え方

障がい者が働きやすい社会を実現するため、一人ひとりの障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を就労移行支援事業所やおおすみ障害者就業・生活支援センターの協力により支援を行っていきます。

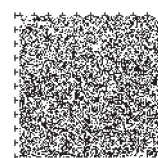
(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
就労選択支援	0 人	0 人	1 人

(4) 見込量確保のための方策

障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整を行っていきます。



2-5 就労移行支援

(1) 事業内容

就労移行支援は、就労を希望する障がい者に、生産活動その他の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の一般就労への移行を推進します。ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、及び特別支援学校などの関係機関と連携し、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
就労移行 支 援	8 人	13 人	8 人	10 人	8 人	10 人
	160 人日	143 人日	160 人日	69 人日	160 人日	70 人日

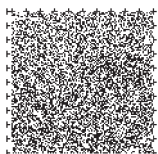
◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
就労移行 支 援	10 人	10 人	10 人
	150 人日	150 人日	150 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数。

(4) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、ハローワーク、関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。



2-6 就労継続支援（A型・B型）

（1）事業内容

就労継続支援A型は、一般企業に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の機会を提供するサービスです。

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き一般企業に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても一般企業に雇用されるに至らなかった人、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の機会を提供するサービスです。

（2）実施に関する考え方

個々のニーズや適性に応じた作業内容、作業時間等に配慮した適切な支援を行い、就労の機会を提供します。

（3）サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
就労継続支援(A型)	10 人	11 人	10 人	13 人	10 人	15 人
	200 人日	179 人日	200 人日	194 人日	200 人日	203 人日
就労継続支援(B型)	160 人	194 人	160 人	213 人	160 人	230 人
	2,600 人日	2,790 人日	2,600 人日	2,988 人日	2,600 人日	3,353 人日

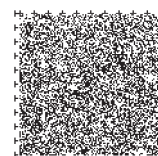
◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
就労継続支援(A型)	15 人	15 人	14 人
	200 人日	200 人日	187 人日
就労継続支援(B型)	230 人	229 人	228 人
	3,350 人日	3,335 人日	3,320 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数。

（4）見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、ハローワーク、関係機関と連携に努めます。



2-7 就労定着支援

(1) 事業内容

一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の一般就労への定着を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、及び特別支援学校などの関係機関と連携し、就労後の職場への定着支援を行います。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

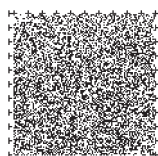
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
就労定着 支 援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
就労定着 支 援	1 人	1 人	2 人

(4) 見込量確保のための方策

障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、ハローワーク、関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。



2-8 療養介護

(1) 事業内容

療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行います。

(2) 実施に関する考え方

常時介護を必要とする障がい者に必要なサービスを行います。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

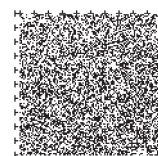
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
療養介護	8 人	7 人	8 人	7 人	8 人	7 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
療養介護	7 人	7 人	7 人

(4) 見込量確保のための方策

療養介護については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者など重症心身障がい者に対応できる医療施設でのみ受入れが可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより、見込量の確保に努めます。



2-9 短期入所（ショートステイ）

（１）事業内容

短期入所は、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

（２）実施に関する考え方

介護を必要とする障がい者が自ら選択する地域で生活できるよう、将来の施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合や、家族等の介護者の病気や休息（レスパイト）により利用する場合にサービスを実施します。

（３）サービス見込量（１か月当たりの延べ見込量）

◎ 第６期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
短期入所 （福祉型）	30 人	13 人	30 人	15 人	30 人	22 人
	110 人日	59 人日	110 人日	43 人日	110 人日	62 人日
短期入所 （医療型）	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	4 人日	0 人日	4 人日	0 人日	4 人日	0 人日

◎ 第７期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
短期入所 （福祉型）	25 人	25 人	25 人
	80 人日	80 人日	80 人日
短期入所 （医療型）	1 人	1 人	1 人
	4 人日	4 人日	4 人日

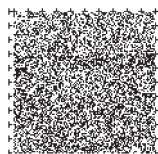
・人日：１か月当たりの延利用日数

（４）見込量確保のための方策

短期入所については、今後も事業者と連携し、継続的なサービスの確保に努めます。

また、緊急的な相談に対応するため、そお地区障がい者等基幹相談支援センターと連携し、受入れ体制の確保を図ります。

そのほか、将来のグループホームへの入居や一人暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域生活の体験の場を地域生活支援拠点として提供できるよう検討します。



3 居住系サービス

3-1 自立生活援助

(1) 事業内容

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、適時のタイミングで適切な支援を提供できる体制を整備します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

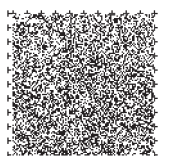
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
自立生活援助	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
自立生活援助	1 人	1 人	1 人

(4) 見込量確保のための方策

障がい者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう、関係事業所との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。



3-2 共同生活援助（グループホーム）

（１）事業内容

共同生活援助は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

（２）実施に関する考え方

入所施設から地域生活への移行者のうち、多くの方がグループホームを利用しており、今後もグループホームを活用して、地域生活への移行を推進し日常生活の支援を行います。

（３）サービス見込量（１か月当たりの延べ見込量）

◎ 第６期障がい福祉計画

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
共同生活援助	60 人	62 人	60 人	66 人	60 人	68 人

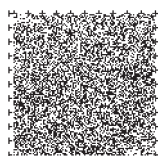
◎ 第７期障がい福祉計画

	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計 画		計 画		計 画	
共同生活援助	70 人		70 人		70 人	
うち重度障害者	1 人		1 人		1 人	

（４）見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を図るためには、グループホームの整備が重要であることから、基盤整備を促進します。また、将来のグループホームへの入居や一人暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域生活の体験の場を地域生活支援拠点として提供できるよう検討します。

そのほか、地域の理解を深められるよう、障がいに対する理解の普及、啓発を図ります。



3-3 施設入所支援

(1) 事業内容

施設入所支援は、施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

施設入所が必要な人の日常生活や訓練等に支障がないよう、必要とするサービスを提供します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

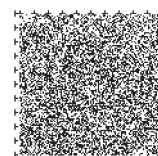
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
施設入所支援	90 人	91 人	90 人	89 人	90 人	90 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
施設入所支援	88 人	86 人	84 人

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。



3-4 地域生活支援拠点等

(1) 事業内容

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制で、主な機能として「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としています。

(2) 実施に関する考え方

相談事業所として、そお地区障がい者等基幹相談支援センターと市内に相談支援事業所が3か所あり、地域の障がい者等の相談支援体制は構築されていることから、そお地区障がい者等基幹相談支援センターを核とし、既存のサービス事業所や関係機関との連携により、地域生活支援に求められる5つの機能を担う面的整備を目指します。

(3) サービス見込量

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
設置箇所数	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所
検証・検討 実施回数	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回

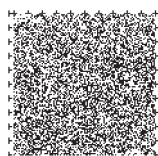
◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
設置箇所数	0 か所	1 か所	1 か所
検証・検討 実施回数	4 回	6 回	6 回

・ 回：年間の見込み回数

(4) 見込量確保のための方策

制度周知を図るとともに、各相談事業所や多職種、関係機関とも協議し情報共有を図りながら、地域生活支援の拠点整備について検討を行います。



4 相談支援

4-1 計画相談支援

(1) 事業内容

計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをしていくための支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等を推進します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

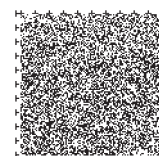
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
計画相談支援	80 人	90 人	80 人	79 人	80 人	85 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
計画相談支援	85 人	85 人	85 人

(4) 見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会の各部会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、その地区障がい者等基幹相談支援センターや地域生活支援拠点と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。



4-2 地域相談支援（地域移行支援）

（1）事業内容

地域移行支援は、入所している障がい者又は入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談等の支援を行います。

（2）実施に関する考え方

退所、退院を希望する障がい者に対し、地域生活への移行準備（障害福祉サービスの見学・体験のための外出時の同行や住まい探しなど）の支援を行います。

（3）サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

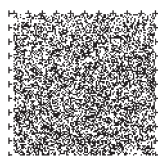
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
地域移行支援	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
地域移行支援	1 人	2 人	3 人

（4）見込量確保のための方策

退所、退院が可能な障がい者に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起及び医療機関等への制度の周知を図るとともに、関係機関への研修を行うなど支援できる体制の確保に努めます。



4-3 地域相談支援（地域定着支援）

（１）事業内容

地域定着支援は、居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行います。

（２）実施に関する考え方

地域生活移行者に対し、夜間等も含む緊急時の連絡・相談等の支援を行います。

（３）サービス見込量（１か月当たりの延べ見込量）

◎ 第６期障がい福祉計画

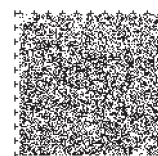
	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
地域定着支援	１人	０人	１人	０人	１人	０人

◎ 第７期障がい福祉計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	計 画	計 画	計 画
地域定着支援	１人	２人	３人

（４）見込量確保のための方策

地域生活への移行後、障がい者本人及び家族への個別支援や地域で孤立しないための居場所づくり等に取り組んでいけるよう体制の確保に努めます。



5 障害児通所支援

5-1 児童発達支援、放課後等デイサービス

(1) 事業内容

児童発達支援は、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

放課後等デイサービスは、就学している発達支援を必要とする児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童・生徒の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
児童発達支援	60 人	65 人	60 人	73 人	60 人	75 人
	240 人日	286 人日	240 人日	330 人日	240 人日	349 人日
放課後等 デイサービス	35 人	43 人	40 人	72 人	45 人	115 人
	420 人日	450 人日	480 人日	811 人日	540 人日	1,240 人日

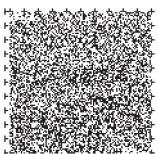
◎ 第3期障がい児福祉計画

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	計 画	計 画	計 画	計 画	計 画	計 画
児童発達支援	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
	350 人日	350 人日	350 人日	350 人日	350 人日	350 人日
放課後等 デイサービス	120 人	125 人	125 人	125 人	130 人	130 人
	1,250 人日	1,310 人日	1,310 人日	1,310 人日	1,370 人日	1,370 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数

(4) 見込量確保のための方策

本市独自の助成により、施設の設立や利用の促進を検討します。加えて、公開療育の実施や自立支援協議会のこども部会や相談部会との連携によるスタッフのスキルアップに務めるとともに、個別支援計画やモニタリング報告書等を通して実態と課題の把握に努めます。



5-2 保育所等訪問支援

(1) 事業内容

障がいのある児童の支援に関する知識を有する専門職（作業療法士/理学療法士/心理士/児童指導員/保育士等）が、保育所や学校などを訪問し、専門的支援が必要と認められた児童に対し、集団生活適応のための訓練や訪問先機関職員への支援方法の提案などを行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童・生徒の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第2期障がい児福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
保育所等 訪問支援	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人
	1 人日	1 人日	1 人日	2 人日	1 人日	2 人日

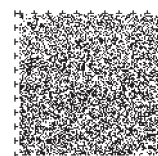
◎ 第3期障がい児福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
保育所等 訪問支援	2 人	2 人	2 人
	2 人日	2 人日	2 人日

・人日：1か月当たりの延利用日数

(4) 見込量確保のための方策

本市独自の助成により、施設の誘致や利用の促進を検討します。加えて、市内障害児支援事業所やそお地区基幹相談支援センター、学校及び保育所等関係機関と、連携し療育を必要とする児童の実態と課題の把握に努めます。



5-3 居宅訪問型児童発達支援

(1) 事業内容

重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第2期障がい児福祉計画

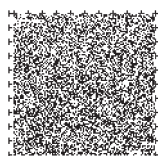
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
居宅訪問型 児童発達 支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	4 人日	0 人日

◎ 第3期障がい児福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
居宅訪問型 児童発達 支援	0 人	0 人	1 人
	0 人日	0 人日	4 人日

(4) 見込量確保のための方策

制度周知を図るとともに、今後設置する予定の医療的ケア児にかかる連携や、協議の場における関係者への周知をはじめ、サービスの在り方等について総合的に取り組みます。



5-4 障害児相談支援

(1) 事業内容

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切にサービスを利用できるよう、障害児支援利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた利用計画を作成します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第2期障がい児福祉計画

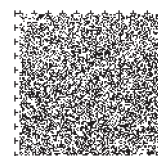
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
障害児 相談支援	30 人	37 人	30 人	38 人	30 人	44 人

◎ 第3期障がい児福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
障害児 相談支援	45 人	47 人	50 人

(4) 見込量確保のための方策

自立支援協議会相談部会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、そお地区障がい者等基幹相談支援センターや障害児相談支援事業所と連携し相談支援体制の充実に努めます。



5-5 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(1) 事業内容

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

(2) 実施に関する考え方

コーディネーターの配置に向けて、自立支援協議会相談部会等の場において、方向性について検討を図ります。

(3) サービス見込量（年間）

◎ 第2期障がい児福祉計画

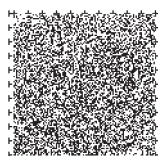
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
コーディネーター の配置人員	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人

◎ 第3期障がい児福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
コーディネーター の配置人員	2 人	2 人	3 人

(4) 見込量確保のための方策

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所へ周知し、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を図ります。



5-6 障がい児の子ども・子育て支援事業の利用受入れ

(1) 事業内容

保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおいて、障がい児を受入れます。

(2) 実施に関する考え方

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ体制を拡充します。

(3) サービス見込量（年間）

◎ 第2期障がい児福祉計画

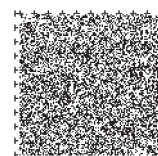
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
保育所	9 人	13 人	9 人	14 人	9 人	9 人
認定 こども園	15 人	19 人	15 人	29 人	15 人	24 人
放課後 児童クラブ	8 人	5 人	8 人	3 人	8 人	6 人

◎ 第3期障がい児福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
保育所	10 人	10 人	10 人
認定 こども園	25 人	25 人	25 人
放課後 児童クラブ	8 人	8 人	8 人

(4) 見込量確保のための方策

巡回支援専門員整備事業等の取り組みにより、保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおいて、発達に障がいのある児童への対応が行える体制づくりに努めます。



6 発達障がい者等に対する支援

6-1 ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の支援プログラム

(1) 事業内容

発達に障がいのある子どもと保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした、「ペアレントトレーニング」及び「ペアレントプログラム」の各種講座を実施します。

(2) 実施に関する考え方

発達に障がいのある子どもの悩みや不安を抱える保護者の心理的負担の軽減等に努め、家族支援が行える体制づくりに努めます。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

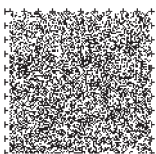
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
ペアレントトレーニング 講習修了者数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
ペアレントプログラム 講習修了者数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等 の受講者数(保護者)	5 人	10 人	10 人
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等 の実施者数(支援者)	1 人	1 人	1 人

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、支援プログラムの実施及び周知を図ります。



6-2 ペアレントメンターの養成

(1) 事業内容

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親で、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供する「ペアレントメンター」の養成研修を行います。

(2) 実施に関する考え方

悩みを抱える保護者が身近な地域で相談ができる体制づくりの構築を目指します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

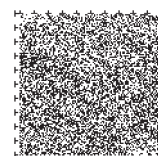
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
ペアレントメンター 養成講習修了者数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
ペアレントメンター 登録者数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
ペアレントメンターの人数	1 人	1 人	1 人

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、支援プログラムの実施及び周知を行います。



6-3 ピアサポート推進事業

(1) 事業内容

発達障がい等で対人関係能力や自己表現能力等に課題を抱える人が、一般社会で不自由なく生活できるようにするため、同じ悩みや問題を持つ人同士が各々の知識やスキル（技術）をもとに、仲間を思いやり・支える「ピアサポート」活動を推進します。

(2) 実施に関する考え方

同じ悩みや問題を持つ人同士が、地域の中でつながりを持ち、互いに支えあうことのできる地域づくりを目指します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

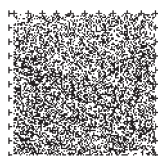
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
ピアサポート活動への参加人数	20 人	21 人	20 人	20 人	20 人	20 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
ピアサポート活動への参加人数	20 人	20 人	20 人

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施及び周知を行います。



7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

7-1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(1) 事業内容

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の参加による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を開催し、目標の設定及び評価を実施します。

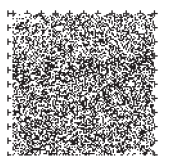
(2) 実施に関する考え方

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、関係機関の協議の場において連携し、必要な支援体制を協議します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
協議の場の開催回数	5 回	0 回	5 回	0 回	5 回	0 回
保健の参加者数	3 人	0 人	3 人	0 人	3 人	0 人
医療の参加者数 (精神科)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
医療の参加者数 (精神科以外)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
福祉の参加者数	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
介護の参加者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
当事者の参加者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
家族等の参加者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
目標設定及び 評価の実施回数	2 回	0 回	2 回	0 回	2 回	0 回

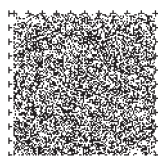


◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
協議の場の開催回数	4 回	4 回	4 回
保健の参加者数	3 人	3 人	3 人
医療の参加者数 (精神科)	1 人	1 人	1 人
医療の参加者数 (精神科以外)	1 人	1 人	1 人
福祉の参加者数	2 人	2 人	2 人
介護の参加者数	1 人	1 人	1 人
当事者の参加者数	1 人	1 人	1 人
家族等の参加者数	1 人	1 人	1 人
目標設定及び 評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施及び周知を行います。



7-2 精神障がい者への支援・援助

(1) 事業内容

精神障がい者に対し、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）のサービスを提供し、精神障がい者が地域生活を送るために必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域生活への移行を希望する精神障がい者や地域で生活している精神障害者に対して、適切なサービスを提供します（第7期障がい福祉計画より「自立訓練（生活訓練）」の項目を新たに追加）。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

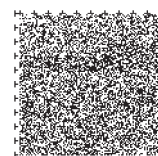
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
地域移行支援 利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
地域定着支援 利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
共同生活援助 利用者数	25 人	20 人	25 人	24 人	25 人	25 人
自立生活援助 利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
地域移行支援 利用者数	1 人	1 人	1 人
地域定着支援 利用者数	1 人	1 人	1 人
共同生活援助 利用者数	25 人	24 人	23 人
自立生活援助 利用者数	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練） 利用者数	10 人	10 人	10 人

(4) 見込量確保のための方策

退院が可能な精神障がい者に対して地域移行への意欲喚起を行うとともに、医療機関への制度周知を図ります。また、関係機関への研修等を行うなど、精神障害者の地域生活を支援できる体制の確保に努めます。



8 相談支援体制の充実・強化のための取組

8-1 専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化

(1) 事業内容

地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言の強化や、人材育成の支援、連携の強化に関する取組等を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 実施に関する考え方

相談支援専門員で情報等を共有し、様々なケースに対応するための部会や研修会などを開催し、相談支援専門員のスキルアップを図ります。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

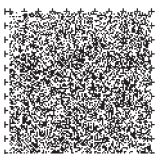
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
専門的な相談支援の実施	実施する	実施した	実施する	実施した	実施する	実施する
相談支援事業者に対する指導・助言件数	11 件	12 件	11 件	18 件	11 件	11 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件	1 件	2 件	11 件	2 件	2 件
相談機関との連携強化に関する取組の実施回数	2 回	1 回	2 回	11 回	2 回	2 回

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
専門的な相談支援の実施	実施する	実施する	実施する
相談支援事業者に対する指導・助言件数	12 件	12 件	12 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件	2 件	2 件
相談機関との連携強化に関する取組の実施回数	2 回	2 回	2 回
協議会の体制の確保	地域の実情や要望等に応じて実施		

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施を行います。



9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

9-1 障害福祉サービス等に関わる各種研修

(1) 事業内容

県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修等へ職員を参加させ、知識と技能の向上を図ります。

(2) 実施に関する考え方

研修等へ職員を参加させることにより、障害福祉サービス等に対する知識や技能を深め、サービス等の質の向上を図ります。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

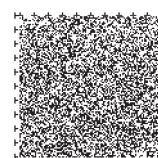
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
研修等への参加人数	6 人	3 人	6 人	2 人	6 人	4 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
研修等への参加人数	3 人	3 人	3 人

(4) 見込量確保のための方策

研修等へ参加する機会を増やし、職員が積極的に参加するよう勧奨します。



9-2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(1) 事業内容

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所のサービスの利用状況における助言・指導や関係自治体等と共有することにより、適切なサービスの提供体制の構築を推進します。

(2) 実施に関する考え方

現在導入している審査支払等システムによる審査結果を、利用者・事業所ごとに分析することにより、本市でのニーズ等の把握や事業所への助言・指導に活用します。

(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

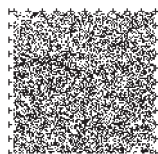
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
データの共有体制の有無	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み	構築済み
データ共有の実施回数	12 回	13 回	12 回	14 回	12 回	13 回

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
データの共有体制の有無	構築済み	構築済み	構築済み
データ共有の実施回数	12 回	12 回	12 回

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施を行います。



9-3 指導監査結果の関係部署との共有

(1) 事業内容

適切なサービス提供に重点を置いた実地指導を行うことにより、事業者の気づきを促し、実地指導結果等について関係部署等と共有するとともに、不正受給等による指定取消事案等を無くすことで、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 実施に関する考え方

実地指導結果等について、関係部署等で共有する機会を設けます。

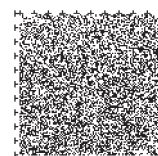
(3) サービス見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
実地指導結果等を共有する回数	1 回	1 回	1 回

(4) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、事業の実施を行います。



第4章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市においては、これまでの実績や障がい者等のニーズを踏まえ、地域生活支援事業のほか、各種事業の見込量を設定します。

1 相談支援事業

1-1 地域自立支援協議会

（1）事業内容

相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議会を行います。

（2）実施に関する考え方

障がい者等に関わる関係機関や関係団体等が相互に連携し、地域の実情に応じた体制の整備について、各専門部会などの意見を取り入れつつ協議を行います。

（3）見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
設置箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
設置箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

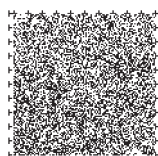
1-2 そお地区障がい者等基幹相談支援センター（基幹相談支援センター機能強化事業）

（1）事業内容

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員が配置されており、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。

（2）実施に関する考え方

圏域内に設置されている「そお地区障がい者等基幹相談支援センター」において、相談支援や就労支援を行い、障がい者支援機能の強化・充実を図ります。



2 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業内容

知的障がい・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障がい者の権利擁護を推進します。

(3) 見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

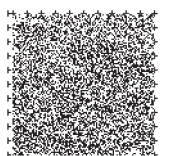
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
助成人数	4 人	2 人	4 人	2 人	4 人	1 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
助成人数	4 人	4 人	4 人

(4) 見込量確保のための方策

関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。



3 コミュニケーション支援事業

3-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(1) 事業内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある方等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の人との支援を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

(2) 実施に関する考え方

鹿児島県身体障害者福祉協会に依頼し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

(3) 見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

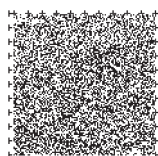
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
手話通訳者要約筆記者派遣事業	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
手話通訳者要約筆記者派遣事業	1 回	1 回	1 回

(4) 見込量確保のための方策

手話通訳等を必要とする人の利便性を図るため、鹿児島県身体障害者福祉協会と連携して、広域的な派遣を行えるよう取り組みます。



4 日常生活用具給付事業

(1) 事業内容

重度の障がい者を対象に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ることを目的とした事業です。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

(3) 見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

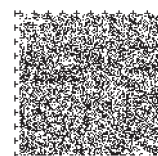
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
介護訓練支援用具	5 件	2 件	5 件	0 件	5 件	0 件
自立生活支援用具	10 件	3 件	10 件	1 件	10 件	6 件
在宅療養等支援用具	20 件	3 件	20 件	2 件	20 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	20 件	6 件	20 件	0 件	20 件	5 件
排泄管理支援用具	950 件	776 件	950 件	734 件	950 件	710 件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
介護訓練支援用具	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	5 件	5 件	5 件
在宅療養等支援用具	5 件	5 件	5 件
情報・意思疎通支援用具	5 件	5 件	5 件
排泄管理支援用具	750 件	750 件	750 件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	1 件	1 件

(4) 見込量確保のための方策

日常生活用具の新たな品目の情報の収集に努めます。また、品目の見直しを行う際は、重度障害者日常生活用具給付事業登録業者及び関係団体や市民に周知します。



5 移動支援事業

(1) 事業内容

屋外での移動手段を持たない障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

(2) 実施に関する考え方

障がい者等の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者へ委託し、移動支援を実施します。

(3) 見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

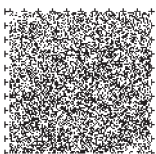
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利用者数	20 人	13 人	20 人	11 人	20 人	17 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
利用者数	20 人	20 人	20 人

(4) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者との連携を図ります。



6 地域活動支援センター事業

(1) 事業内容

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により創作活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の機会を提供します。

(2) 実施に関する考え方

障がい者の自立と社会との交流を促進するため、障がい者に対する専門的な知識・経験を有する事業者へ委託し、事業を実施します。

(3) 見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

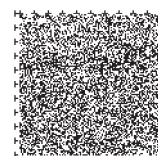
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利 用 者 数(市内)	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人	0 人
実施箇所数(市内)	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所
利 用 者 数(市外)	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
実施箇所数(市外)	2 か所	0 か所	2 か所	0 か所	2 か所	0 か所

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
利 用 者 数(市内)	3 人	3 人	3 人
実施箇所数(市内)	1 か所	1 か所	1 か所
利 用 者 数(市外)	3 人	3 人	3 人
実施箇所数(市外)	1 か所	1 か所	1 か所

(4) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制の維持や支援の充実のため、事業者と連携を図ります。



7 訪問入浴サービス事業

(1) 事業内容

在宅で、寝たきりの重度身体障がい者に、入浴の機会を提供することにより、身体の清潔と健康の増進を図ることを目的とした事業です。

(2) 実施に関する考え方

関係事業所に委託し、入浴サービスを提供することにより、重度身体障がい者の保健衛生の向上及び家族の介護負担の軽減を図ります。

(3) 見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

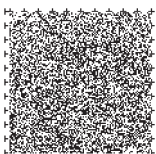
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
延利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
事業所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
延利用者数	1 人	1 人	1 人
事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

(4) 見込量確保のための方策

利用者のニーズの把握に努めるとともに、事業所と連携し事業を推進します。



8 日中一時支援事業

(1) 事業内容

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

(2) 実施に関する考え方

障害福祉サービスの生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のいずれかの指定を受けている事業者へ委託し、日中一時支援を実施します。

(3) 見込量（1か月当たりの延べ見込量）

◎ 第6期障がい福祉計画

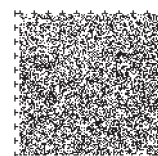
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利用者数	50 人	17 人	50 人	11 人	50 人	15 人
事業所数	17 か所	5 か所	17 か所	5 か所	17 か所	8 か所

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
利用者数	15 人	15 人	15 人
事業所数	7 か所	7 か所	7 か所

(4) 見込量確保のための方策

医療的ケア児への支援等の実態を踏まえながら、必要に応じた事業内容を検討します。



9 巡回支援専門員整備事業

(1) 事業内容

障がいや乳幼児期の疾病に関する知識を有する専門員が、保育所や学校、その他、子どもやその保護者が集う施設、場への巡回支援を実施し、発達支援が必要と思われる児童や子どもを担当、養育する施設職員や保護者に対し、支援の方法の提案や障がい、疾病などの早期発見、早期対応のための助言を行います。

(2) 実施に関する考え方

巡回支援専門員を配置し、小児科医、言語聴覚士、作業療法士、社会福祉士、理学療法士、心理士、発達障がいに関する知識を有する専門員と連携し巡回等支援を行います。

(3) 見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

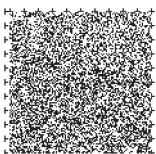
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利用件数	22 件	16 件	22 件	16 件	22 件	16 件

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
利用件数	16 件	16 件	16 件

(4) 見込量確保のための方策

保育所等、関係機関との連絡会議等を通じて、リーフレットを配布し説明するなど、制度の周知に努めます。



10 スポーツ・レクリエーション大会開催等

(1) 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流や障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション大会や障がい者スポーツ大会を開催します。

(2) 実施に関する考え方

障がい者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、障がい者が気軽に参加できるスポーツ大会を開催するほか、レクリエーションを楽しむ機会の少ない障がい者に対し、交流等の機会を提供します。

(3) 見込量（1年当たり）

◎ 第6期障がい福祉計画

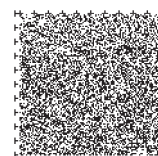
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
開催回数	2 回	0 回	2 回	0 回	2 回	2 回
利用者数	200 人	0 人	200 人	0 人	200 人	200 人

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
開催回数	1 回	1 回	1 回
利用者数	80 人	80 人	80 人

(4) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページ、各事業所へのチラシの配布などで事業の周知を図り、障がい者の参加を促進します。



1 1 自動車運転免許取得・自動車改造助成

(1) 事業内容

重度の身体障がい者が、就労などの目的で自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル、ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自動車運転免許取得及び自動車改造における費用を助成します。

(3) 見込量（年間）

◎ 第6期障がい福祉計画

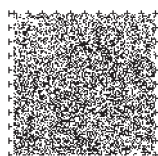
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
利用件数	2 件	1 件	2 件	0 件	2 件	0 件

◎ 第7期障がい福祉計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計 画	計 画	計 画
利用件数	6 件	6 件	6 件

(4) 見込量確保のための方策

障がい者の自立を促進するため、関係機関と連携して、取組を進めるとともに、市ホームページやリーフレット等の活用により、利用を促進します。



第5章 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る 関係機関との連携に関する事項

1 障害者施策推進協議会

障害者施策推進協議会における関係団体等の意見を踏まえ、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 障害者自立支援協議会

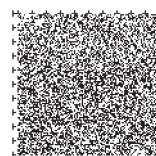
本計画の推進に関し、関係団体等からの幅広い意見を反映させる協議を行うほか、定例会や部会における地域課題の検討を通じて、障害福祉サービス等についての関係機関との連携を深め、その提供体制の充実・確保を図ります。

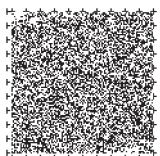
<主な機能>

- ア 中立かつ公平な相談支援事業の実施の確保に関する協議、調整
- イ 行政と地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ウ 障がい者関連施設等の社会資源の改善等の推進
- エ 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定及び進行管理
- オ その他障がい者の自立支援に関する協議 等

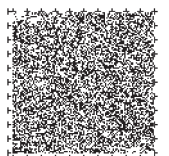
3 連携・協力

計画の実施にあたっては、障がい者（児） 団体や社会福祉協議会、ボランティア団体、医療機関、福祉施設、民生委員・児童委員との連携により一層努めていきます。



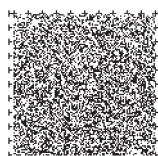


卷末資料



1. 志布志市障害者施策推進協議会委員名簿

	種別	団体等名	氏名
1	第1号委員 保健所職員	志布志保健所保健師	増田 直美
2	第4号委員 障害者団体の代表者	志布志市手をつなぐ育成会	小園 美代子
3	第4号委員 障害者団体の代表者	びろう	宮路 ひろ子
4	第5号委員 社会福祉士	社会福祉協議会	坂口 祐翔
5	第5号委員 社会福祉士	そお地区障がい者等基幹相談支援センター 所長	吉田 優
6	第6号委員 保健師	志布志市保健課	山本 由紀子
7	第7号委員 教育関係者	志布志市教育委員会	赤塚 健志
8	第8号委員 その他（精神保健福祉士）	病院芳春苑	末国 百代
9	第8号委員 その他（障害者施設）	社会福祉法人愛泉福祉会 こども相談支援まある	中野 裕一
10	第8号委員 その他（障害者施設）	社会福祉法人愛訪会 ワークセンター藤の森	諏訪 文哉
11	第8号委員 その他（雇用部門）	おおすみ障害者就業・生活支援センター	江之口 博行



2. 志布志市障害者施策推進協議会設置要綱

平成18年 1 月 1 日

告示第41号

改正 平成18年 7 月14日告示第182号

平成19年 3 月28日告示第23号

平成20年 3 月24日告示第17号

(設置)

第1条 障害者に関する施策の計画的な推進について調査協議等を行うため、志布志市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害者に関する施策の推進に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (2) 障害者のための総合的な福祉施策の在り方に関すること。
- (3) 障害者に関する福祉計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 大隅地域振興局保健福祉環境部志布志支所の職員
- (2) 専門医師
- (3) 障害者相談員
- (4) 障害者団体の代表者
- (5) 社会福祉士
- (6) 保健師
- (7) 教育関係者
- (8) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

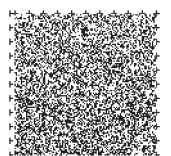
(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(幹事会)

第7条 障害者施策に関する専門的事項について検討整理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員若干人で組織する。

3 幹事会に属すべき委員（以下「幹事」という。）は、会長が任命する。

4 幹事は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年7月14日告示第182号）

この告示は、平成18年7月14日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第23号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

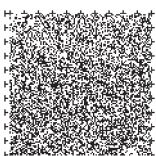
附 則（平成20年3月24日告示第17号抄）

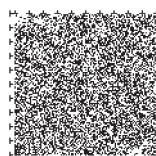
(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

3. 福祉避難所一覧

	施設名称	住所
1	老人福祉センター	志布志市松山町新橋 268 番地
2	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志 2238 番地 1
3	志布志市健康ふれあいプラザ	志布志市志布志町志布志 3222 番地 1
4	有明地区公民館	志布志市有明町野井倉 1756 番地
5	社会福祉法人 やっちく会	志布志市松山町泰野 1111 番地
6	特別養護老人ホーム 賀寿園	志布志市志布志町安楽 2903 番地 1
7	特別養護老人ホーム 小松の里	志布志市有明町野井倉 2006 番地 1





志布志市第 5 期障がい者計画
志布志市第 7 期障がい福祉計画
志布志市第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

【編集・発行】志布志市 福祉課

〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

TEL : 099-474-1111 FAX : 099-474-2281

